

平成27年9月第5回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成27年9月14日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 久 保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	日 垣 龍 二
事務局次長兼班長	寺 岡 安 弘
議 事 班 主 任	武 井 美 冬
議 事 班 主 任	眞 土 浩 子

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総 務 課 長	山 本 康 二	企画財政課長	川 上 建 司
滞納整理課長	西 村 城 人	財産管理課長	黒 岩 道 宏
税 務 課 長	上 松 一 喜	市 民 課 長	萩 野 義 興
保健介護課長	武 井 知 香	人権啓発課長	松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹 本 俊 之	建 設 課 長	岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和 田 庫 治
防災対策課長	上 松 富士樹	会計管理者兼会計課長	長 崎 潤 子
福祉事務所長	中 屋 秀 志	教 育 長	谷 村 幸 利
教育次長兼学校保育課長	久 保 一 彦	生涯学習課長	森 岡 光
水道局長	山 崎 桂	消 防 長	竹 谷 昭 一
監査委員事務局長	山 本 ゆかり		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで皆様に御報告いたします。

林議員から、質問項目の1の(6)室戸市所管と漁港工事の受益者負担について及び(11)火葬場建設についてにつきまして取り下げる旨の申し出がございましたので、御報告いたします。

順次質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 12番林竹松。平成27年9月定例会におきまして、市民と清風クラブを代表し質問を行います。

まず最初に、せんだって被害に遭われました市民の皆様、そして東北、関東地方で水害に遭われました方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

まず、防災対策についてであります。

次の南海地震は近く必ず起きると言われております。室戸市の防災対策はある程度進んでいると思いますが、漏電火災や地面の液状化対策にどのように取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

次に、菜生地区の避難タワーはどこへ建築するのか、それはいつごろなのか。また、菜生消防屯所の高台への移転はどこへ移転するのか、いつ移転をするのか。市民の命と財産を守るためにも早急に実施する必要があるので、市長からの具体的な答弁をいただきたいと思います。

次に、羽根坂本海岸の津波対策についてお聞きをします。

羽根坂本海岸は、防潮堤は低く、国道と高さが変わりません。民家はその国道より低い位置にあります。近く必ず起きると言われる南海地震発生ときには津波によって坂本地区や田の中地区、明神川地区は壊滅状態になると予想されております。

そこで、お聞きをいたしますが、坂本海岸の津波対策にどのように取り組んでいるのか、現状をお聞かせください。また、本市だけの取り組みだけではなく、防潮堤を所管する官庁との連携も必要と考えるが、防潮堤を所管する官庁とはどのような協議をしているのか、お聞かせください。

次に、農業対策についてお聞きをいたします。

市内全域で高齢化、後継者不足によって畑地が放置され、荒畑になっているのを見かけます。市長はかつて集団営農に取り組むと言われていましたが、現在どのような取り組みをしているのか、現状はどうなっているのか、お聞きをいたします。市内の農業は生産額が年々減少しております。この状況を改善するにはどうしたらよいのか、どのような施策をすればよいのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、これまで同和対策事業によって市内各地に農道が建設されております。この農道の受益地域では現在どのくらい耕作されているのか、お聞きします。農道ごとにお答えください。また、費用対効果及び経済効果はどうなっているのかについてもお聞きをいたします。農道の建設がすなわち部落差別の解決につながっているのかについても市長の考えをお聞かせください。

次に、水産業対策についてであります。

室戸市の水産業で沿岸漁業は定置網漁業で成り立っていると言っても過言ではありません。しかし、高齢化、後継者不足によって就業者が減っている状況であります。せっかく操業しても漁のない日もあります。

そこで、お聞きをいたしますが、漁民の省力化、経費削減のため、陸上から潮の流れぐあいや魚群の乗りぐあいを確認できるように、GPSを設置する事業支援はできないか、お聞きをいたします。

次に、魚礁、エビ礁及び投石事業のその後の経過についてであります。この事業については同和対策事業で設置されたものであります。この事業について、現在投石やエビ礁、魚礁、そういったものがどういう状況になっておるのか、どういう魚がその魚礁等についておるのか、その状況を調査されたことがあるのか、なければすぐにでも調査をされたいと思っておりますが、執行部の答弁を求めておきたいと思っております。

次に、平成26年12月定例会一般質問において、市管理漁港における廃船状況について調査をしたのか、どのように必要な措置を講じたのかと質問したところ、市長は、他の自治体の補助事業の内容も十分調査するとともに、高知県の支援対策などについてもお聞きする中で廃船処理の対策に取り組んでまいりますと答弁をされておりますが、その後どのような取り組みを進めているのか、お聞きをいたします。

次に、地域高規格道路の室戸市への延伸の取り組みについて。

この問題につきましても同僚議員からせんだって質問があったところでございますが、私からも、簡単であります。質問しておきたいと思っております。

室戸市は人口減少に歯どめがかかりません。人口減少と少子・高齢化、若者の市外流出によって地域活力が低下し続けております。経済にも影響を及ぼしております。一方で、室戸市は高規格幹線道路四国8の字ネットワークから外れ、陸の孤島となろうとしております。道路整

備のおくれが地域格差拡大の大きな要因となっております。よく高速道路ができれば過疎問題の8割は解決すると言われております。近年、自動車道が供用開始された高知県西部の活況は新聞等で報道され、御存じのことと思います。市民が活力を持ち、生き生きと、そして安全で安心して暮らしができる、若者も定住できる室戸市とするためには、よそと比べて立ちおくれておる社会資本整備が不可欠であります。

そこで、お聞きをいたしますが、室戸市は今まで地域高規格道路の延伸についてどのような取り組みをされてきたのか、お聞かせください。今後、過疎化を防ぐためにも地域高規格道路を室戸市まで延伸させることが必要と考えるが、必要なのか、必要でないのか、市長はどのように考えるのか、市長の考えをお聞かせください。また、これからどのような取り組みをするのか、しないのか、あわせてお聞かせください。

次に、臨時職員、パート職員等についてお聞きをいたします。

行財政改革によって市役所の正職員は削減され、現在241名になっております。正職員が減った分の仕事を臨時職員やパート職員を雇用して対応していると聞いているが、臨時職員やパート職員は何名いるのか、お聞きをします。各課ごとにお答えください。また、臨時職員は1年未満の短期雇用であります。正職員にかわる仕事を任せている者がそんな不安定な雇用状態でよいのか、市長のお考えをお聞きします。

現在の室戸市の雇用情勢は非常に厳しいものがあります。若者は市外に流出しております。労働人口の流出を防ぐためにも、臨時職員やパート職員をもっと安定した雇用形態にするべきと思うが、例えば条例で規定をすれば嘱託職員として雇用できないか、市長の考えをお聞きします。

次に、同和問題、人権問題についてお聞きをいたします。

同和問題の解決は行政の責務であり、国民の課題であると言われております。平成23年3月、小松市長は本市の根幹をなす室戸市総合振興計画を策定しておりますが、その中で人権啓発事業の推進として平成18年に策定をした室戸市人権施策基本方針を踏まえた具体的な推進計画を策定し、取り組んでいきますと言っておりますが、基本方針に基づいてどのような内容で取り組まれているのか、お聞きをいたします。

また、同じく総合振興計画で、人権教育は室戸市教育行政方針に基づき推進していると言っているが、学校、保育、家庭における同和問題への取り組み内容について明らかにされたいのであります。

次に、同和問題、部落差別はなぜなくなるのか、その原因は何か、市長さんの考えをお聞きいたします。また、今後どのように同和問題解決に取り組んでいくのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、高齢化社会が加速する中で、介護放棄や虐待などの人権侵害が大きな社会問題となっております。高齢者に優しいまちづくりはどうあるべきか、高齢者が生きがいを持って暮らせ

る施策、介護施策など高齢者に対する支援はどのような取り組みがなされているのか、お聞きをいたします。また、障害者に対する優しいまちづくりはどうあるべきなのか、その取り組みについてもお聞きをいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。この問題につきましては同僚議員からも質問があり、そしてせんだって議員総会でも説明のあったところでございますが、基本的なことについて私のほうから簡単にお聞きをいたします。

平成26年11月28日、政府はまち・ひと・しごと創生法を公布し、これを受けて室戸市でも室戸市版総合戦略を策定すべく、5月臨時議会において総合戦略審議会条例を策定し、取り組んでいるところであります。そこでお聞きをいたします。

しごとの創生についてであります。

国の総合戦略ではしごとの創生について、雇用の質の確保、向上に注力する。特に若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事といった要件を満たす雇用が必要となるとしているが、室戸市ではしごとの創生について、企業誘致の計画づくりに取り組むのか、また同和地区出身者の仕事保障は計画するのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、ひとの創生についてであります。

ひとの創生については、国ではしごとの創生は図りつつ、若者が地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を確保、育成し、地方への移住、定着を促進する仕組みを整備しているが、本市では人づくりについてどのような計画を立てるつもりなのか、またどういった分野で取り組むのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、まちの創生についてであります。

国では人々が地方で生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような町の集約、活性化が必要となるとしているが、本市ではまちづくりについてどのような見通しを立て、どのような計画を立てるつもりなのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法についてお聞きをいたします。

全国で管理が不十分な空き家が防災や防犯の問題、そして衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしております。こうした問題のある空き家の適切な管理を強く促進し、倒壊のおそれのある空き家を除去することなどを目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に公布されたところであります。全国の自治体では空き家の管理条例などを制定して対応を急いでおります。空き家の管理条例は全国で303条例あり、県内でも香南市、南国市、中土佐町、東洋町が管理条例を制定しております。全国303条例のうち行政代執行を規定している条例は177条例あり、この法律が空き家問題の解決に向けて大きな後ろ盾となろうと思うところであります。

この法律第4条で市町村の責務として、市町村は空家対策計画の作成及び作成の実施、そ

の他必要な措置を適切に講じるよう努めるものとするとしており、本市ではどのような取り組みをするのか、市長の考えをお聞きをいたします。

そして、第14条第1項では、特定空き家等に対する措置として、その所有者に対し除去、修繕、立木伐採など必要な措置をとるよう助言または措置することができるとあります。また、同条第2項で勧告を、第3項では命令をすることができるとし、そして第9項または第10項では行政代執行法による代執行をとることができるとされているが、本市の市民所得は低く、高齢者や生活保護家庭など、いわゆる弱い立場の人たちは空き家等の除去費用を負担できないと考えます。これらの方たちについて、行政のあり方をどう考えているのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、市内では所有者が既に死亡し、子、孫などの相続人は県外に在住している空き家が多く見られます。その相続人は今さら室戸へ帰る気などなく、田舎の家の税金を払うだけ無駄と相続放棄をして、残った家屋敷は管理する者がいない状況という空き家も見られます。このように所有者もいない、管理する者もない空き家に対してどのような対応を考えているのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、この法律のもう一つの狙いは活用できる空き家の有効活用であります。市町村に空き家のデータベースを整備し、空き家や空き家の跡地の活用を促進するものであります。市長は空き家の有効活用についてどのように考えておられるのか、またどのような分野で活用を考えておられるのか、お聞きをいたします。

また、平成24年度から老朽住宅除去費補助事業が続けて取り組まれておるわけですが、これらの補助事業と今回のこの空き家対策との整合性はどうなるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

次に、室戸市の特産品についてお聞きをいたします。

地理的表示保護制度について、平成27年6月1日、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、いわゆる地理的表示保護法が施行されました。この制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物や食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として登録し、保護するものであります。

そこで、お聞きをいたします。

この登録には産品の特性を有した状態でおおむね25年、一定期間生産が継続されていることが必要とされておりますが、室戸市に登録に該当する産品はあるのか、お聞きをいたします。

次に、地域団体商標制度についてであります。

地域団体商標制度についてお聞きをするわけですが、近年、特色ある地域づくりの一環として地域の物産品等を他の地域のものとの差別化を図るための地域ブランドづくりが全国的に盛んになっております。地域ブランドの取り組みでは地域の特産品にその地域の地域名を付し、地

域名と商品名から成る文字商標が多く用いられております。地域団体商標制度とは地域ブランドとして用いられることが多いし、地域の名称と商品の名称から成る文字商標について商標登録の条件を緩和するものであります。平成17年の導入以来、全国各地の物産品が550件以上登録されております。高知県では土佐あかうし、徳谷トマト、四万十川の青のりなど、徳島県ではなると金時、鳴門らっきょ、香川県ではひけた鱒、伊吹いりこなど、そして愛媛県では戸島ぶり、今治ではタオルなどが登録されております。

そこで、お聞きをいたしますが、室戸市では地域団体商標制度を利用した地域ブランドづくりにどのように取り組んでいるのか、いないのか、お聞きをいたします。また、市内にはこの制度による地域ブランド産品に該当する産品はあるのか、ないのか、お答えください。水産品、農産品、林産品、その他の市内産品、観光面、飲食品など、それぞれについてお答えをください。

次に、特産品の差別化を図る取り組みについてお聞きをいたしますが、室戸市には他の市町村に負けない物産品が数多くあると思います、例えばキンメとか、サンゴであるとか、スイカ、ナスであるとか。

そこで、お聞きをいたします。

市内の特産品について、地域ブランドの保護や品質の保持にどのように取り組みをされているのか、水産品、農産品、林産品、その他の市内産品についてそれぞれお答えをください。また、地域おこしにつながる特産品、また雇用拡大につながる特産品づくりについてどうあるべきなのか、答弁を求めるものであります。

これをもちまして第1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 林議員さんにお答えをいたします。

答弁が長くなります。早口になるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

まず、(1)防災対策についての漏電火災対策への取り組みについてでございます。

漏電火災の発生につきましては、地震の揺れや津波により海水に浸った電気配線等からの出火や停電後の復旧時に倒れた電気器具などから出火することが危惧されているところでございます。本市におきましても、南海トラフ地震が発生した場合、住宅の密集地域において火災が同時に発生すると消防の対応力を超えることが考えられます。さらに、家屋の崩壊などにより道路が使用できない場合は火災現場への到着がおくれ、大きな被害を起こすことが懸念されるところでございます。

このような想定を踏まえ、平成27年6月に県が高知県地震火災対策指針を策定したところでございます。現在県におきましては、指針を踏まえ、本年度末をめどに地震火災対策への支援策の検討や各市町村の地震火災対策重点推進地区の延焼シミュレーションの作成を行う予定であるとお聞きをいたしております。また、昨年度には四万十市が県事業のモデルとして地震火



災対策計画を策定しており、今年度は地震火災対策重点推進地区に対し地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する簡易的な機器、感電ブレーカーを配布するというもお聞きをいたしております。

本市におきましても、そうした先進地の事例も踏まえながら、出火防止対策や延焼防止対策など、地域住民の方々や消防関係者の方々とともにワークショップ等を開催するなど、平成28年度中の室戸市地震火災対策計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、液状化対策についてでございます。

液状化現象が起こる要素といたしましては、1つに緩い砂地盤であること、2つに地下水位があること、3つに地震が起こることの、これら3つの要素が重なったときに液状化現象が発生すると言われております。近年では、東日本大震災のときに千葉県浦安市を初めとした湾岸地区や田んぼを埋め立てた土地において液状化現象による被害が大きかったということをお聞きをいたしております。

こういった液状化対策といたしまして、国におきましては海岸堤防改良工事で液状化による沈下を効率的に抑える二重矢板工法などを採用し、施工している事例があるところでございます。市といたしましては、まずは液状化現象の可能性のある地域や場所を知っていただき、それらに備えていただくことが重要であると考えております。市のホームページから、高知県防災マップの液状化可能性予想図を閲覧できるようにしているところでございます。今後とも、これらの情報発信に努めてまいります。

次に、(2)の津波避難タワーについてでございます。

まず、本市における津波から逃げる対策といたしましては、専門家の方々から最寄りの少しでも高い場所へ避難するための避難路を整備することが最も効果的であると言われております。そのことを基本といたしまして、各地区での津波避難対策を検討するため、平成23年度に市内25カ所、31回の住民ワークショップを開催し、市民の方々から御意見をいただき、各地域の避難路や避難場所などを盛り込んだ室戸市津波避難計画及び地区別の津波避難計画を策定し、整備に取り組んでいるところでございます。

避難路の取り組み状況といたしましては全体で127カ所を計画いたしており、昨年度までに65カ所の整備を行い、今年度は41カ所の整備を進めているところでございます。また、津波避難タワーは現在6基の計画が進んでおりまして、3基が完成、次の3基の整備に取り組んでいるところでございます。

また、各地域から計画策定後におきましても、避難路であるとか避難タワーの要望が出ていることは御案内のとおりでございます。今後とも、自主防災組織や常会の方々と避難訓練やその後の協議というようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、菜生地区におきましても、平成23年12月9日に住民ワークショップを実施をし、津波避難対策として高台へ避難することで議論が進み、避難場所の選定や避難路の整備について要

望があり、現在5カ所の避難場所の整備であるとか、4カ所の避難路の整備を行っているところをごさいますて、避難路につきましては1カ所の整備、今年度は2カ所を行う、また来年度は1カ所の整備を行うことといたしております。今後とも、地域の避難訓練などを通じ、避難経路や避難場所、避難時間などを把握をするとともに、津波避難タワーのことにつきましても、前段でも申し上げましたように地元自主防災組織の皆様方と検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、菜生消防屯所の高台移転についてでございます。

消防団の方々はみずからの地域はみずから守ろうという活動を行って、消防団員の方々にはみずからの地域をみずからが守ろうということで活動をいただいていると認識をいたしているところでございます。そして、津波発生時や災害時には地元住民の方々に非常に頼りにされている存在でもございます。また、団員の方々が参集をする拠点というのが消防屯所になるわけでありますから、この施設は最も大事な拠点であるというふうに思っているところでございます。

本市といたしましても、これまで津波対策といたしまして消防屯所を少しでも高い場所へ移転をさせたいということで進めてまいりました。現在3分団の移転を完了し、本年1分団の新築移転に取りかかっております。また、来年1分団を予定をいたしているところでございます。

菜生地区におきましても、現在検討中でございますが、津波の浸水や土石流被害、急傾斜地の崩壊等からなかなか適地が見つからない状況でございます。今後とも、消防団員の方々や地域、地元の方々とともに引き続き消防分団の移転先について協議、検討を続けてまいります。

次に、(3)羽根坂本海岸の津波対策についてでございます。

羽根坂本海岸につきましては広大な砂浜を有しておりましたが、近年の水際線の後退により平成8年の台風12号で家屋1棟が被災するなど、越波被害が発生をいたしているところがございます。また、周辺海岸は国定公園に指定されておりまして、自然景観にすぐれた良好なウミガメの産卵、上陸場でもあり、その繁殖としても貴重な海岸でございます。

高知県におきましては、これらの越波対策や自然環境の保全、回復のため、平成9年から平成15年にかけてエコ・コースト事業により暫定断面の人工リーフ2基を設置をして、侵食及び越波対策を行ってきたところがございます。そして、高知県では、平成23年度に羽根坂本海岸を含む管内6カ所の海岸で地震による沈下後の堤防高調査のため、地震診断地質調査を実施しております。また、平成27年度から既存施設の健全度の現地詳細調査を行い、長寿命化計画の策定を順次行う予定であるとお聞きをいたしております。

そしてまた、高知県では、平成25年11月に海岸における設計津波の推移の設定を公表をいたしております。それによりますと、津波の設定につきましては、南海地震など数十年から百数十年の頻度で発生をする比較的発生頻度の高い津波、L1津波と、1,000年に1回程度の発生

頻度が極めて低いが、発生すれば大きな被害をもたらす最大クラスのL2津波があるとしてい  
るところであります。そして、現在のところ、高知県ではL1津波を想定した防災対策を今後  
進めていきたいということをお聞きをするところでございます。L1津波によりますと、坂本  
海岸では高さ8.2メートルということになりますので、現在の羽根坂本海岸の堤防高は10メー  
ターでございますので、かさ上げではなくて張りコンクリートによる堤体補強など粘り強い構  
造にする対策がとられるのではないかと考えられるところでございます。

しかし、議員さん御案内のように、近年の異常気象による低気圧の通過時や台風の襲来時  
には越波により一般国道55号がたびたび通行どめとなるなど、地域住民の医療や生活、また地域  
経済に大きな影響が出ていることは御案内のとおりでございます。これまでも、堤防のこと  
であるとか、河川護岸のかさ上げなどにつきましても要望活動を行っているところございま  
すけれども、今後とも高知県に対しこれらの現状を十分に把握していただくとともに、耐震補  
強や越波対策の実施について、重ねて要望を行ってまいります。

次に、(4)の農業対策における集落営農と生産額についてでございます。

まず、集落営農は後継者不足や耕作放棄地の増加といった地域が抱える課題を、個人の農家  
による解決ではなく、集落等のまとまった組織による解決を図っていくものでございま  
す。この件につきましては、現在吉良川町において集落営農を目指した任意組織が立ち上がり、お米  
の優良品目の栽培などについて、その取り組みに着手をしたところでございます。本市といた  
しましても、集落営農を推進するため、地域組織や室戸市農業委員会などに対しまして集落営  
農についての勉強会も呼びかけているところでございます。今後とも、安芸農業振興センター  
など関係機関と連携の上、先進地視察や研修を通じて集落営農の組織化に向けて支援を行っ  
てまいります。

次に、農業の生産額と振興対策についてでございます。

本市の主要農産物で申し上げますと、ナスにつきましては平成26年産の生産量が2,644ト  
ン、作付面積14ヘクタール、ピーマンの生産量は185トン、作付面積が2ヘクタール、センリ  
ョウが66万6,000本、作付面積が9ヘクタールとなっているところでございます。平成24年産  
と比較をしますと、ナスにつきましては作付面積1ヘクタール減っておりますが、生産量は  
192トン増加をいたしております。しかし、ピーマンでは作付面積に変わりはありませんが、  
生産量が4トン減っております。センリョウにつきましても作付面積に変わりはありません  
が、生産量で1万4,000本の減少が見られるところでございます。生産者の方々の高齢化など  
によって生産量が低下をしているのではないかと思うところでございます。

このため、本市の農業振興施策といたしましては、担い手育成のための新規就農者に対する  
支援事業や園芸用ハウス整備事業での補助率のかさ上げ、天敵栽培の導入による安心・安全な  
野菜産地づくりなどの取り組みを進めているところでもあります。今後におきましても、農協や  
生産者の課題となっております集出荷場の一元化や価格の安定、品質の確保といったこと、ま

た出荷の効率化といった問題に対して支援を行ってまいります。

次に、同和対策事業で建設をした農道についてでございます。

これまで同和対策事業によって整備をされた農道につきましては、昭和50年度から事業を実施し、幹線、支線の各農道で延べ43路線の整備を行っております。これらの農道につきましては、同和地区の農業経営の規模拡大につなげ、生活の安定向上を図ることを目的に整備をしたものと考えております。

まず、市内の農業の状況であります。耕作放棄地の面積が32ヘクタールと依然として高い状況にあり、これらの対策が大きな課題となっているところでございます。御指摘の各農道の受益地につきましても、私は同様な状況であるというふうに認識をしております。地区別のそれらの調査はできておりませんが、農業経営の改善や生活の向上にはつながっていないのではないかと感じているところであります。

農業を取り巻く状況といたしましては、前段でも申し上げましたように高齢化や後継者不足、耕作放棄地問題など多くの課題があるところでございますが、答弁をいたしておりますように集落営農の取り組みであるとか後継者対策、新規就農者対策など営農に対する支援が必要であると考えておりますし、また中山間地域など条件不利地での小規模な就農に対する支援事業とともに、地域農作物の付加価値を高める6次産業化の推進であるとか軽労働で投資額の少ない薬用植物の栽培など、適地適作を進める取り組みが一層大事であると考えているところでございます。

次に、(5)水産業対策についてでございます。

御案内のとおり、定置網漁業は本市の沿岸漁業における重要な漁業でございます。しかしながら、平成25年10月の急潮流により三津、椎名、高岡、佐喜浜の4大敷組合が被害を受けております。また、平成26年5月には、羽根沖での急潮流により大敷に被害が発生をいたしております。さらに、本年8月には、高岡大敷におきまして急潮流で被害した網の一部が海底に沈んでおり、この引き上げに苦慮しているところでございます。これらの被害に対しまして、市におきましては制度資金の利子や保証料の補給を行って支援をしているところでございます。

また、これらの頻発する急潮流の対策といたしましては、平成26年度から27年度にかけて、定置網の敷設状況や網の位置状況についてGPSによる調査や海面下の網の形状、網を海底とつないでいる立ちいかりの状況の潜水調査を行う定置網漁業経営改善促進事業を導入をして取り組んでいるところでございます。今後におきましては、急潮の予測のための潮流計や深度計の増設とともに、網の改良など急潮流対策とあわせて省力化、漁獲量向上の取り組みについて、市内の定置網漁業経営体で構成をされている室戸市定置網漁業振興協議会の方々の御意見をお聞きをしながら、また関係機関の御指導も受けながら、定置網漁業の支援対策に取り組んでまいります。

次に、(7)魚礁、エビ礁、投石事業についてでございます。

御案内のとおり、昭和41年から平成10年にかけて魚礁、エビ礁及び投石事業に取り組んでおります。事業内容としましては、イセエビの漁獲量の拡大を目的にエビ礁を延べ14カ所に設置をいたしております。また、タイ、イサキなどの漁獲量の拡大を目的に魚礁を延べ196カ所設置しております。そして、貝類の増加を目的に投石事業を延べ133カ所で実施をしているところでございます。その後の調査といたしましては、平成17年度に会計検査院の検査により海域調査を行っております。この調査では、海底状況が十分に把握されないという状況はありますが、魚礁等の事業効果については一定の成果があったものとされているところでございます。

しかし、議員さん御指摘のように、近年は海域調査や追跡調査ができていないところでございます。私としても気にかかっている件でございまして、高知県との協議であるとか、高知県漁港漁場協会の活動の中でこれらの状況を把握することや藻場造成の対策につきましても要望活動を行っているところでございます。今後、どのような追跡調査ができるのか、またその方法などにつきまして、関係団体や関係機関である県水産試験場の指導を受けるなどその把握と対策に取り組んでまいります。

次に、(8)廃船処理についてでございます。

現在、国・県による廃船処理に関する補助制度はできていないところでございますが、地震、津波の発生時に漂流船対策は必要であると認識をしております。本市管理漁港内に放置をされている廃船数でございます、本年3月の調査結果では98隻でございます。そのうち所有者が判明しているものが63隻、判明していないものが35隻となっております。

この対策といたしまして、平成26年度、中土佐町が取り組んだ事例がございまして、その内容は、解体処理費として漁協へ補助金を交付しており、補助率は2分の1、補助額、上限が1隻につき25万円で、22隻の処分を行ったとお聞きをしております。廃船処理につきましては、まずは所有者の管理責任がございまして、所有者の判明しているものは所有者に処分していただくことが原則であると考えております。しかしながら、所有者の判明していないものにつきましては、注意喚起文書等による啓発とともに、引き続き所有者の確認作業を行う必要があるものと考えております。それでもなお所有者が判明しない場合には、本市といたしましても、先ほど申し上げました他市町村の事例を参考にした取り組みを進めるよう、関係団体と協議をしております。

次に、(9)地域高規格道路の延伸についてでございます。

地域高規格道路阿南安芸自動車道は、徳島県阿南市を起点として安芸市を終点とする延長110キロの計画路線で、平成6年12月に指定をされております。この路線は、命の道として、防災面において特に南海地震発生時における救命救援活動や緊急物資の輸送路等の役割を果たすものと考えております。議員さん御案内のように、6月議会でも他の議員さんにお答えをいたしました。県や他の市町村の方々の御意見をお聞きする中で、やはり現時点では四国8の

字ネットワークの早期完成を最重要として目指していくべきだとの考えが多くあるところがございます。そして、それにつながるアクセス道路の整備や一般国道55号の改良の要望につきましては、高知東部自動車道整備促進期成同盟会や一般国道55号阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会、国道493号整備促進期成同盟会の各要望事項の中に位置づけをいただいているところがございます。この件につきましては、他の市町村の首長さんからも私は支持をいただいているというふうに思っております。今後におきましても、四国8の字ネットワークの早期完成と合わせて、アクセス道路の整備につきましても国・県に要望活動を続けてまいります。

次に、(10)臨時職員とパート職員についてでございます。

まず、何人いるかにつきましては、事業や任用期間の関係から毎月変化をしておりますが、本年9月1日現在、18課におきまして常勤の臨時職員は81名、出張所の文書配達員や清掃員など月に数日程度勤務するパート職員は135名となっているところがございます。

次に、臨時職員の雇用形態についてでございますが、本市におきましてはこれまで行財政改革の観点から正規職員数の削減を進めてまいりました。しかし、一方で、住民ニーズの多様化や複雑化などとともに国・県から権限移譲などによる業務量の増加に対応するため、臨時職員の数及び負担は増加傾向にあるものと認識をいたしております。そして、臨時職員の雇用形態につきましては、地方公務員法第22条に緊急または臨時の職に関する場合において、6月を超えない期間で任用し、その任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないと規定をされており、本市におきましてはこれらにのっとりた取り扱いを行っているところがございます。

次に、嘱託職員としての雇用ができないかについてでございますが、過去に本市において嘱託職員の任用を行っていた時期もありましたけれども、地方公務員法などにおいてその職についての明確な法的根拠がないことなどから、現在のところ、その任用を行っていないところがございます。

しかし、御指摘のように安定した雇用形態による人材の確保は必要であるというふうに認識をしております。これまでもにおきましても、臨時職員の処遇改善につきましては一般事務職と有資格者を分けた賃金体系の構築や平成25年度から平成26年度にかけて賃金の引き上げを行ったところがございます。また、平成22年度から常勤の臨時職員の方々に対し通勤手当の支給を行っております。また、パート職員に対する年次有給休暇など、各種休暇の付与などに取り組んできたところがございます。今後におきましても、労働者に関する制度の動向であるとか他市の状況なども踏まえた中で、よりよい雇用形態になるよう取り組むとともに、適切な処分の改善に努めてまいります。

次に、(12)同和問題と人権問題についてでございます。

(1)室戸市人権施策基本方針を踏まえた具体的な推進計画についてでございます。

平成18年度に室戸市人権施策基本方針を策定をしており、これを踏まえた室戸市人権施策推

進計画を昨年、策定をしたところでございます。この推進計画では、基本方針と同様に同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、さまざまな人権という項目を取り上げ、具体的な施策や事業を定め、3年間の計画としているところでございます。そして、毎年度総括を行い進捗状況を把握するとともに、次年度に生かせる取り組みとしているところでございます。

また、推進計画の策定に当たりましては、全庁的なものとなるため、全所属長で組織をする室戸市人権施策推進委員会において協議を重ねたものでございます。そして、外部の委員で構成をする室戸市人権尊重の社会づくり協議会を開催をし、この計画や人権施策全般についての御意見や御提言をいただいているところでございます。

また、本年は平成26年度実績を取りまとめましたので、室戸市人権施策推進委員会で協議を行い次年度に生かすこととするとともに、室戸市人権尊重の社会づくり協議会におきましても実績を報告するとともに意見を求めるなど、進捗管理を行っているところでございます。

次に、(3)同和問題はなぜなくなるのか、今後どのように取り組んでいくのかについてでございます。

昭和40年の同和对策審議会答申では、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。それゆえ、その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題であるとされているところでございます。

本市におきましても、同様の認識のもと、同和对策事業特別措置法など一連の特別措置法により同和問題の解決に向けて積極的に取り組んでまいりました。その結果、生活環境の改善など実態的差別につきましても一定の成果が見られたところでございますが、結婚差別など誤った知識や偏見などにより今なお多くの課題が残されてきているところでございます。今後とも、人権教育や啓発活動に工夫を加えながら、一層努力をしていかなければならないと考えております。

また、今後の取り組みといたしましては、前段でも申し上げましたように、本市の人権施策を集約した室戸市人権施策推進計画を基本として取り組んでまいります。そして、同和問題に関しましては、市民館活動を充実させるとともに、同和問題に対する理解と認識を深め、その解決を目的とした部落差別をなくする運動強調旬間の活動であるとか、人権尊重の思想の普及を図ることを目的とした人権週間の運動をしっかりと進めていかなければならないと考えております。

また、先月、民間団体による室戸人権教室が開催をされ、私も参加をさせていただいたところでございます。その中で、室戸市人権教育研究協議会の竹本会長さんや林議員さんが講師となって同和問題や人権問題についてのお話をいただきました。よそから講師を呼んでくるのではなく、身近な人の話であり、また歴史的な背景のことや地域に誇りを持つことが大切であるというお話がございました。大変理解をされることが多く、いい講演になったのではない

かと思っております。こうした話のできる、話をしていただけるリーダーを養成することが必要でありますし、さらにこうした機会をより多くつくっていかねばならないと思うところでございます。今後とも、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて積極的な取り組みを行い、差別のない人権が尊重される社会づくりに努めてまいります。

次に、(14)まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

議員さん御案内のとおり、国におきましてはまち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に制定され、人口の現状と将来の展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年の政府の施策の方針を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略が平成26年11月27日に閣議決定をされております。また、高知県におきましては、国の示した長期ビジョンと総合戦略を勘案し、平成27年3月26日に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しているところでございます。

そうした中、本市の総合戦略につきましては、国・県の総合戦略との整合性を勘案をし、本年10月末の完成を目指しているところであります。そして、総合戦略の大きな柱といたしましては4つの基本目標を掲げております。1つには、室戸らしい産業振興を中心に安定した雇用を創出をする、2つには、室戸世界ジオパークを生かし、国内外から新しい人の流れをつくる、3つ目、結婚、出産、子育て、教育を応援し、室戸の次世代を育てる、4として、室戸の地域力を高め、人に優しいまちづくりを推進するとしているところでございます。

そして、御質問の企業誘致につきましては、これまで平成19年12月28日、室戸市企業誘致推進条例を制定をさせていただいて、深層水関連会社等4件の企業誘致を行っております。そのほか、羽根小規模工業用地開発事業であるとか、民間の事業所において雇用の確保に取り組んできたところでございます。また、平成26年10月3日には室戸市コールセンター等誘致促進条例を制定をし、コールセンターの誘致活動にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、本市の基幹産業である農林水産業や室戸海洋深層水、室戸世界ジオパークセンターなどを中心に、地域資源を活用した室戸らしい産業振興やシェアオフィス等の企業誘致を推進し、若者を中心に安定した雇用や次世代が魅力を感じる新しいしごとの創生に努めなければならないと考えております。

次に、ひとの創生についてでございます。

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、市内外の有望な人材を積極的に確保、育成し、移住、定住を促進する必要があります。地方創生におきましては、人材育成が重要な要素であると考えております。今後とも、創業支援制度を活用した起業家の育成や農林水産業における新規就業者など担い手の確保、観光分野におきましては、ジオガイドや体験プログラムのインストラクターの養成など、人材の育成に取り組んでまいります。

次に、まちの創生についてでございますが、本市の総合振興計画におきましては、市民と行政が自助、公助、共助の観点に立ち、補完、協力し合う協働のまちづくりを推進することとい



たしております。また、将来像につきましては、室戸の自然や資源を生かした産業の振興と、これまで育んできた歴史や文化を大切に心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指しているところでございます。今回の総合戦略におけるまちの創生につきましては、若者から高齢者までが心豊かに安心・安全に暮らせる社会づくりを目指して地域住民の健康と生命を守る医療や福祉の充実を図り、住みなれたふるさとで生涯暮らす生活環境づくりを推進することといたしております。

また、住民による互いに助け合う活動等を支援し、住民を主体とした地域コミュニティの形成を図るとともに、地域の特性に即した課題の解決や地域と地域が連携することによって人に優しいまちづくりを目指してまいります。

いずれにしましても、まち・ひと・しごとの好循環をつくり、人口減少に歯どめをかけ、将来に展望の持てる室戸市の実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、(15)の(1)空き家等対策に係る本市の取り組みについてでございます。

今回制定をされました特別措置法は、人口減少や高齢化の進展により全国的に適切な管理が行われていない空き家が増加をしており、防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境の保全等を目的として制定をされたものでございます。そして、市が保安上危険となるおそれがあるなどと判断をした場合に特定空き家等に指定をし、その所有者に対して修繕や撤去など必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令を行うことを可能としたものでございます。この3段階を経てもなお改善が見られない場合につきましては、行政代執行による強制執行を行うことが認められております。

現在、本市の取り組み状況であります。法施行後に住民の方などから通報をいただいた空き家等が8月末で19件ございます。担当者による現地確認を経て固定資産税情報や戸籍等による所有者の調査を行っております。また、連絡がとれた所有者に対しましては室戸市老朽住宅除却事業費補助金の紹介などを行い、3件は除却に向けた対応をいただいております。また、本市において空き家等対策に関する情報の共有及び方針等について協議をするため、副市長を委員長として関係課で構成する室戸市空き家等対策調整委員会を設置をし、特別措置法の概要や対策の進め方等について協議を重ねているところでございます。

今後におきましては、前段で申し上げましたとおり、まずは所有者を把握の上、状況の説明や補助事業を紹介しながら、自主的な対応を促してまいりたいと考えております。また、対応していただけない場合などにつきましては、今議会で補正予算を計上させていただいておりますが、立入調査を実施するなど、助言、指導等へと進めてまいります。

次に、(2)の高齢者、生活保護世帯等に対する対応についてでございます。

高齢者や生活保護世帯等の生活困窮者が所有している空き家が特定空き家等に指定され、行政代執行を行った場合の費用徴収につきましては、国税徴収法の例によるとされているところでございますけれども、高齢者や生活保護世帯であっても同様の扱いとなるところでござい

すが、それらを負担をしていただくということについては大変困難であるというふうに認識をするところでございます。つきましては、前段で申し上げましたように、室戸市老朽住宅除却事業費補助金を活用していただくことが一番望ましいのではないかと考えております。しかしながら、この補助事業につきましても総事業費の20%が自己負担となりますので、今後当該自己負担の軽減対策などにつきまして、国・県の指導や他市の状況などを参考に検討をさせていただきたいと存じます。

次に、(3)の所有者や管理者のいない空き家の対応についてであります。全ての相続人が相続放棄した場合については特別措置法による指導や命令は大変困難であると認識をするところでございますけれども、他に相続人がいないかどうかというような点については十分な調査が必要であると考えております。この件につきましても大きな課題というふうに捉えておまして、国・県の考え方であるとか、他市の状況を踏まえまして対策を考えていきたいと存じます。

次に、(4)空き家の利活用についてでございます。

空き家の活用事業につきましては、今のところ、移住促進事業を進めることが最も有効な手段であると考えております。移住促進事業はこれまでに移住体験住宅を元、吉良川、佐喜浜に設置し、室戸市に興味を持っていただいている方にまずは室戸に来ていただいて、景色や町並み、また町の暮らしなど、室戸の魅力を知っていただくため取り組んできたものでございます。昨年度の移住促進事業の実績といたしましては、10世帯で18名の方に室戸に移住をいただいております。また、相談件数は約100件となっており、主に働く場所や住居に関する相談が多くなっております。働く場所につきましては、製炭業であるとか、漁業就労、ドルフィンセンター等への紹介ができたところがございますが、住居につきましては、紹介までに多くの時間がかかった経緯もございます。

市といたしましては、空き家の対策につきましては、昨年度、空き家実態把握調査を実施をいたしております。約1,600件の空き家がございました。今年度におきましては、その中から200件の空き家を選定し、シルバー人材センターの委託事業で、家屋の状態であるとか所有者の連絡先、貸すことや売る意思はあるのか等について調査を行っているところでございます。こうした調査が終了いたしますと、賃貸または売却の意思がある方に対しまして空き家バンク制度の説明を行い、御理解をいただいた上で、空き家バンク登録へと進めてまいりたいと考えております。また、荷物の処理であるとか家屋の改修などの問題が考えられるわけですが、その件につきましては国や県の補助金を活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こういった体制を強化をしていくことで貸しやすい環境や借りやすい環境をつくり、本市の空き家問題を空き家の利用へとつなげてまいりたいと考えております。

最後であります。 (16)室戸市の特産品についての中の地域おこしや雇用拡大につながる件

についてでございます。

特産品の開発や販売の促進につきましては、昨年度、地域の活性化や地場産業の振興を図ることを目的に室戸市特産品商品化販売支援事業により販売PRチラシの作成や商品のパッケージ化、新商品の開発を支援してきたところでございます。また、県の地域づくり補助金を活用した地域おこし協力隊が地域の皆さんとともに開発してきたのが、黒見のダイヤモンドや椿ミストなどでございます。今後におきましても、本市のふるさとアドバイザーの活用であるとか、高知大学土佐フードビジネスクリエーター人材育成事業の研修費用の助成など、人材の育成や室戸らしい特産品開発への支援等を積極的に行い、室戸の振興対策につなげてまいります。

私からは以上でございますが、教育長及び関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** ここで健康管理のため11時35分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

**○議長（久保八太雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

**○商工観光深層水課長（久保田浩君）** 林議員さんにお答えします。

(16)室戸市の特産品についての3点目、特産品の差別化を図る取り組みにつきまして、商工観光深層水課関連のものについてお答えします。

まず、海洋深層水関連商品についてであります。室戸海洋深層水関連商品については、室戸市海洋深層水審査会で深層水の使用方法及び効果等について審査を行っております。また、海洋深層水関連商品につきましては、類似品、模造品等が市場に出回らないよう、平成13年度から県が深層水ブランドマークを商標登録し、室戸海洋深層水のブランド保護と品質の保持に取り組んでいるところであります。

また、地域の食の名についてであります。室戸市調理師組合、市内飲食店において、室戸の代表的な魚でありますキンメダイを使ったキンメ井を各店舗が工夫を凝らし観光客等に提供していただいております。最近ではキンメ井を目当てに室戸を訪れる人がふえるなど、室戸を代表する料理として定着してきているのではないかと考えております。

今後とも、関係者及び関係団体とともに、室戸産品の保護、育成に努めてまいります。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 竹本農林水産課長。

**○農林水産課長併農業委員会事務局長（竹本俊之君）** 林議員さんに(16)室戸市の特産品について、市長答弁を補足させていただきます。

議員御案内のとおり、地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農産品や

食品について、品質などの特性が産地に結びついており、その結びつきが特定できるような地理的な表示が付されているものについて、地理的な表示を知的財産として保護するものでございます。これによりまして、生産者の利益の保護を図るものでございます。

室戸市におけるこの制度への登録についてですが、品質等の特性が地域と結びついていることや継続生産が25年以上など登録要件が定められておりますので、これらの認定要件を精査するとともに、先進事例の取り組みなども参照の上、農協や漁協などの関係団体並びに県等の関係機関と該当する産品につきまして協議、検討してまいります。

次に、地域団体商標制度についてでございますが、この制度は地域名と特産名から成る商標を地域ブランドの育成のため、特許庁に登録することで製品の販売力を高めることを目的に設けられたものでございます。本市の特産品では、黒耳びわや西山きんとき、土佐備長炭など、地域名と商品名が組み合わせられたものが考えられるところでございます。現在室戸市では、この制度により登録に至っている特産品はございません。この商標登録を行うことのできる団体は、事業協同組合、商工会、NPO法人などに限られておりまして、市町村が登録主体団体にはなれないとお聞きをいたしております。今後、登録主体団体となる関係団体や県農業振興センターなどの関係機関と協議の上、情報提供や取り組みの支援などについて協議、検討してまいります。

次に、地域ブランドの品質保持の取り組みについてですが、まず農産品ではナス、キュウリなどの栽培において天敵栽培や環境制御型技術の導入など農産品の高品質化に努めており、安全・安心な野菜づくりの支援を行っております。これからも消費者に選ばれる産地、生産品を目指して品質保持に取り組んでまいります。

次に、水産品では、キンメダイのブランド化推進事業としまして、イベントなどへの出展やPR活動など、室戸沖どれキンメダイとしてブランド化に努めております。先ほど商工観光深層水課長が申しあげましたように、現在キンメ井などが人気を得ているところでございます。

次に、林産品では、本年7月に室戸市木炭振興計画を策定しましたので、この計画をもとに良質な木炭の生産を進め、さらなる土佐備長炭の生産体制の確立と産地化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 谷村教育長。

○教育長（谷村幸利君） 林議員さんにお答えいたします。

(12)同和問題と人権問題についての中で、学校、保育、家庭における同和問題への取り組みについて答弁申し上げます。

同和問題は、日本の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別でございまして、基本的人権を侵害する深刻にして重大な社会問題であると認識しているところでございます。この問題の解決のためには、保育所、小・中学校及び高等学校でそれぞれの発達段

階に応じた系統的な教育の実践が大切であり、各小・中学校では年間指導計画に基づいて指導を行っているところでございます。

同和問題がいじめや差別と深い関連があることは御案内のとおりでございますが、平成24年度から佐喜浜小・中学校を人権教育推進校に指定し、集団づくり、人を思いやる心を育む教育を実践したところでございます。この取り組み効果を市内の小・中学校へ広げていく必要があることから、平成27年度には吉良川中学校を人権教育推進校として引き続き取り組んでまいります。また、保育所、学校現場におきましては、人権教育を推進する上で地域と密接、連携した活動といたしまして、各市民館で実施しております作品展への参加、人権に関する作文発表や人権標語の発表を行っているところでございます。

人権教育は学校だけの取り組みではなく、家庭や地域と連動した活動、取り組みが必要であると考えますので、今後におきましても保育所、小・中学校に対しまして人権教育の推進に深い理解を持たせ、日々の教育実践について指導してまいりたいと考えております。

また、市民の皆さんを対象とした生涯学習の一環といたしまして人権教育出前講座を実施しており、平成27年度にも8回程度の開催を予定するなど、今後ともさらなる人権意識の高揚、啓発に努め、差別のない明るくみんなが生き生きとした社会づくり実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（久保八太雄君） 武井保健介護課長。

○保健介護課長（武井知香君） 林議員さんに(13)高齢者に対する介護放棄と虐待について及び高齢者、障害者に優しいまちづくりについて、私のほうからお答えさせていただきます。

議員さん御案内のとおり、高齢者の虐待は高齢者の尊厳を侵す深刻な権利の侵害でございます。高齢化が進む中で、擁護者による虐待や介護施設従事者による虐待などさまざまな形での虐待が大きな社会問題となってきているところでございます。本市におきましては、介護放棄など高齢者虐待の防止や早期発見していくために、地域包括支援センターに相談窓口として高齢者の方々や御家族の方から相談を受け、必要に応じて関係各所との連携をとりながら支援を行っております。また、高齢者虐待防止早期発見マニュアルを策定し、虐待に対する考え方や対応方法について取りまとめを行っており、今後の取り組みに活用していくこととしております。

高齢者に優しいまちづくりにつきましては、本市では室戸市総合振興計画の施策の大綱、健康長寿のまちづくりの中の基本構想として高齢者福祉、介護保険の充実を位置づけをしております。それらを受け、本年3月、第6期室戸市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、健康で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり、安心して暮らせる環境づくり、安心して介護が受けられるまちづくり、この3点を基本目標に高齢者施策に取り組むこととしております。

1点目の健康で生きがいを持って暮らせる仕組みづくりといたしましては、100歳体操の普

及や健康教室、水中介護予防教室などを開催するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの支援などにより、これまで培ってきた知識や経験などを生かせる場を通じた生きがいくりに取り組んでおります。

2点目の安心して暮らせる環境づくりといたしましては、外出支援事業や買い物支援事業など在宅生活をサポートするための高齢者福祉サービスを実施しております。また、成年後見制度の利用促進などの権利擁護事業を地域包括支援センターと連携しながら推進しております。

3点目の安心して介護が受けられるまちづくりにつきましては、平成12年に創設された介護保険制度に基づき、必要な介護保険サービスの基盤整備やサービスの提供を行ってきたところでございます。また、新しく地域密着型サービスといたしまして、デイサービスとホームヘルパー、ショートステイを組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所整備をし、住みなれた地域で介護が受けられるように努めているところでございます。今後とも、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、高齢者の方々のニーズに沿った、高齢者に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、障害者に優しいまちづくりについてでございます。

本市では、高齢者保健福祉計画と同様に室戸市総合振興計画を上位計画とする室戸市障害者計画を本年3月に策定しております。この計画に沿って、障害者の自立と社会参加の支援などを行うことにより、誰もが地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指し取り組みを行っているところでございます。

まず、相談支援体制につきましては、市の相談支援事業を相談支援センターはまゆうに委託をし、生活上の困り事や障害福祉サービスの紹介などさまざまな相談事業を行っております。また、市内には相談事業所たんぼぼなど4カ所の指定特定相談支援事業所があり、現在6名の相談支援専門員が相談業務を通じ障害者の生活全般を支援しているところでございます。

さらに、障害者の虐待などの相談につきましては、相談窓口として保健介護課内に室戸市障害者虐待防止センターを設置をして、相談、指導、助言などを行っております。

次に、障害福祉サービスといたしましては、現在室戸市内には施設サービスのほかに就労継続支援B型事業所、共同作業所むろとうみがめが、訪問系サービス事業所といたしまして訪問介護サービスあすなろなど3カ所があり、そのほかに日中活動系のサービス事業所3カ所もございます。また、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが交流できる集いの場としまして、保健福祉センターで毎週木曜日に実施をしております市民交流広場みんないるかや地域福祉の拠点として週5日委託事業で実施をしております室戸市あつたかふれあいセンターがでございます。これらの事業により、障害者の日中活動の場の確保と在宅サービスの充実に取り組んでいるところでございます。

また、地域生活支援事業といたしまして、移動が困難な障害者の方を支援する移動支援や手話奉仕員養成研修、さらに障害者スポーツを通じて交流することにより障害者への理解を深め

る事業などにも取り組んでいるところでございます。

こうした事業の実施により、障害をお持ちの方もそうでない方も、誰もが地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりの実現を目指して、今後とも取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 林竹松君の2回目の質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 2回目の質問を行いたいと思います。

まず、第1点目に、本年度は同和対策答申が出されまして40年を過ぎました。そういった中で、農林漁業とかいろいろな形で事業を起こしてきました。当時は補助金ありきということで、ただ補助金を使ってその事業を完成させればそれでいいというような考えが多かったわけです。それではなしに、私は今日の部落差別があるのは、その事業を取り入れたことを後にその事業を育成していく、そういう取り組みが行政にはなかったことが今日の部落差別をいまだに残している問題だと思うわけですね。そういう面におきまして、この最近できました平成8年の地対協の意見具申の中にもいわゆる同和対策としての答申が生かされるようにということで、平成8年の人権教育啓発推進事業にかかわる中にはっきりとうたわれております。そのことをどう生かしていくのかということをも市長及び教育長、副市長にも私は改めて考え直していただきたいと思います。

そして次に、この防災対策についてであります。確かに市長の答弁は菜生地区における消防屯所の高台への移転とか、そして避難タワーの問題については難しいと思います。今日、21世紀を迎えて、宇宙旅行とか月旅行にも行ける時代を迎えて、不可能なものはないというふうに私は解釈をしております。そういう中において、かつてのあのスカイラインの岬からの登り口、不可能であることを可能にしたわけですね。そういうことを思えば、菜生地区の避難タワーにしても、それから消防屯所の移転にしても、そう難しい問題ではないと思うんです。例えば一つの例として、あの菜生地区の裏山、高く勾配がきついように見えますけども、ウマメの木が誇って高く見えております。それを伐採して、泊洋荘の東のほうから道をつけて上へ登るとかなり広い大地ができるわけですね。そういった活用も私は必要だと考えますので、改めて答弁を求めておきたいと思います。

そしてもう一点は、避難場所としても大変難しい面があるかと思いますが、最近佐喜浜町の都呂地区にできましたトンネル、横掘りというか、山を横に掘って避難場所をつくっておるわけですが、そういったことも考えるべきであると思います。そういうことによって、市民の命と財産を守るという決意を再び、市長、あなたの答弁を求めておきたいと思います。

そして、次の臨時職員、またパート職員の問題につきましては、先ほどの市長の答弁とちょっと私が調査したと食い違うことがですね、平成27年8月現在において、常勤、いわゆる臨時職員が94人のうち有資格者、何らかの国家資格を持たれている方が14人、パート職員は144人のうち25人が何らかの資格を有しておるということを考えてみたときに、やっぱり合計

で39名の方が有資格者になっておるわけです。そういった方たちに若干の手当は上回っておっても、有資格者手当をもっとはっきりした形で正職員と均衡をとるように近づけていかなければならないというような思いがしますので、これもあわせて答弁を求めておきたいと思います。

それと、パートの方でありますけども、パートタイム労働法が改正されました。その中に通勤手当というものが含まれてくるようになったわけですね。それまでは、旧法ではパート職員の通勤手当などは含まれておりませんでした。けれども、この問題にしても、やはり努力義務というものがあります。努力とは、それから義務とは、やっぱり行政マンにとっては少しでも雇用されるパートタイムの職員の方に有利に働くような対策を私は課長、市長に考えていただきたいということで、これもあわせて答弁を求めておきたいと思います。

そして、その中におきまして、この平成27年4月1日、パートタイム労働法が改正、施行されました。その第13条では、通常の労働者への転換として一定の資格を有する臨時短時間労働者を通常の労働者に転換する試験制度を設けることなどの設置を講じるよう義務規定がうたわれているが、本市の臨時職員の中には国家試験を、先ほども言いました、持ちながら、長年臨時職員として勤務しておられる方がおります。こういった職員にこそ光を当てるべきと思うが、パートタイム労働法第13条の規定についてどのような措置をしているのかということで再度答弁を求めておきたいと思います。

次に、同法の規則の第3条では、職務の内容に密接に関連している通勤手当が努力義務の対象とされておりますが、先ほども申しました、本市ではどのようにこれまで取り組んできたのか、正職員との均衡を考え、パート職員にも通勤手当を支払うようにするべきではないのかということで、このことも答弁を求めておきたいと思います。

そして、最後にもう一点、地方創生の時代を迎えて臨時職員やパート職員にも改めて光を当てるべきと思うが、市長の決意を聞くということでお聞きしておきたいと思います。

もう一点、最後に、私がまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを5月に行いました。その中において、第3条の審議会は委員25人以内で組織するという事になっておりまして、(1)が住民団体等の代表は誰であるのか、そして行政関係者の代表は誰であるのか、(4)の学識経験者は誰であるのか、(5)のその他市長が必要と認める者とはどういうことなのか、あわせて答弁を求めておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の第2回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。小松市長。



○市長（小松幹侍君） 林議員さんの2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の同和問題、人権問題についてでございますが、これまでの中で取り組みの十分な点があったというふうには認識をするところでございます。今回、前段で申し上げましたように、室戸市人権施策基本方針を踏まえた中で、その基本方針をより推進をしていくということをするために人権施策推進計画というものを定めて、その計画の中に具体的な事業を位置づけているところでございます。どうか今後ともそれらの事業について、こういう事業がより効果があるのではないかとというような御意見があればぜひ御提案をいただければというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の防災対策についての屯所や避難タワーについてでございます。

これにつきましても、現在いろんな住民の方々や関係者の方々と協議はしているというところでございます。私どもとしましては、もう難しいからやらないとか、また地元に限すとかという考えは毛頭持っていないところでございます。佐喜浜の津波シェルターにつきましても、いろんな対策を考える中で、県もいろんな事業を考えている状況でございました。そういう中で、本市としてはぜひシェルターというような位置づけで手を挙げさせていただいて、それを県が採択をしたということで、総事業費3億円を超えるわけでありましたが、採択をいただいて、現在着工をいただいているということでございます。しかし、その点につきましても、全てオーケーというわけではなくて、地域の方と協議をする中ではまだまだ多くの課題も抱えているところでございます。私どもとしましては、今後よりよい防災対策となりますように、関係者とともに関心ある工夫をしながら、また県の指導もいただきながら、できる限りの対策を打ちたいというふうに思っているところでございます。

次に、3点目の臨時職員やパート職員の雇用や労働条件であります。これも前段で申し上げましたように、これまでいろんな改善、改革をやってまいりました。しかし、まだまだ十分でない点、先ほども御指摘をいただいたところでございますので、今後ともそれらの改善につきましては努めてまいります。

次に、4点目の室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会のメンバーでございますが、項目といたしましては、住民団体等の代表が5名、産業関係者が6名、行政関係者4名、学識経験者2名、そしてその他市長が必要と認める者ということで金労言というような中から5名、合わせて22名として委嘱をさせていただいているところでございます。こうした方々にお願いをし、御意見をいただいたり、御提案をいただいているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 山本総務課長。

○総務課長（山本康二君） 林議員さんにお答えいたします。

本年4月に、パートタイム労働者の公正な待遇の確保などのために正社員と差別的取り扱い

が禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大や通勤手当の均衡確保を努力義務とするなどの短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、いわゆるパートタイム労働法の改正が行われております。

このような中で、議員さん御質問の有資格者に対する手当の支給及びパートタイム労働法第13条第3項の通常の労働者への転換についての件でございますけれども、地方公務員の任用、勤務条件等につきましては、地方自治法第172条第4項に地方公務員法の定めるところによると明記をされておりますことから、本市におきましても地方公務員法にのっとりた扱いをしているところでございます。このことから、支給できる手当につきましても地方公務員法で定められているものを条例により支給しているところでございまして、この中に現時点では有資格者に係る手当というものはございません。

また、通常職員への転換の件につきましても、地方公務員法第17条第4項により職員の採用は競争試験または選考によるものとされており、これに基づき正規職員の採用試験を行っております。これらの地方公務員法にのっとりた運用の中で、議員さん御質問の有資格者への新たな手当の支給及び通常職員への転換につきましては、現時点では難しいというふうに考えておるところでございます。

なお、有資格者の方につきましては、一般事務等に従事する職にある者との間で賃金額について現在差を設けて、その待遇を図っているところでございます。

次に、パート職員の通勤手当の支給につきましてはですが、平成22年度から常勤の臨時職員について支給しているところでございますが、パート職員への支給につきましても、先ほどのパートタイム労働法改正の趣旨及び県内他市の実施状況などを踏まえまして、支給対象者の範囲などの検討を行った上で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 林竹松君の3回目の質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 3回目の質問を行います。

しつこいと思われると思いますが、よろしく願いをいたします。

先ほど山本課長のほうから臨時とかパートの件について説明があったわけですが、私の手元にある資料によると、臨時職員、パート職員全て合わせて有資格者が、何らかの資格を持っておられる方が39名おるわけですね。その有資格を持たれている方がその職務によってその資格が生かされておるのかおらんかという問題が出てくると思うんですけども、資格が役立っておるということになれば、当然自治法とかそういった公務員法とかによってでも何らかの方法をもう一度考えていただきたいということで答弁を求めておきたいと思っております。

そして、防災対策でございますけれども、ひとつ菜生地区の消防屯所とか、そして避難タワーの建設については前向きに取り組んでいくという確認でよろしいかどうか、時期的なことは別にして。なるべく早くその地域の人たちが生きているうちに建設に取り組んでいただきたいと思っておりますので、もう一度、済みませんが、答弁を求めておきたいと思っております。

もう一点、課長さん、羽根海岸の防潮堤のこと、海抜が、あの堤防の高さが10メートルちょっとあるという説明がありました。なぜあそこの地区が海岸が低くなったのかということ、もう何十年か前に羽根の河川の大災害がありまして、その土砂を船場の橋の前に山のように積んであったのですが、その処理の問題について地元から苦情が出て、持っていくところがないからあそこへ埋め立てたということから低くなっておると思うんですね。だから、県と話をするときにそういったことも条件に含めて、ぜひこれからも力を入れてひとつ、市長、力を入れて取り組んでやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって私の今定例会におきますところの質問を終わります。ありがとうございます。最後は要望ですから、答弁は要りません。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 林議員さんの3回目の御質問にお答えをいたします。

私からは、防災対策についてであります。前段でも申し上げましたように、屯所であるとか避難タワーの問題につきましては、これからもしっかりと前向きに取り組んでまいります。以上です。

○議長（久保八太雄君） 山本総務課長。

○総務課長（山本康二君） 林議員さんの3回目の御質問にお答えいたします。

有資格者がその資格を生かした環境にあるかということですが、現在保育士等有資格者がその資格を生かせる部署のほうで配置して、その資格を生かした能力を発揮していただいているというふうに私は考えております。

今後につきましても、この有資格者の方も含め臨時的任用職員につきましても、よりよい雇用形態になるよう適切な処遇の改善に努めてまいります。以上です。

○議長（久保八太雄君） これをもって林竹松君の質問を終結いたします。

次に、堺喜久美君の質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。市民の視線に立って、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1、室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

国は、昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づいて、12月に地方創生を推進する総合戦略を閣議決定、全国の自治体に対して地方版総合戦略を15年度中に策定することを求められています。本市においても、まち・ひと・しごと創生総合推進本部、人口減少問題対策プロジェクトチーム、まち・ひと・しごと創生総合審議会がそれぞれ設立され、検討を重ねていただき、せんだって室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成案が議員総会で提示されました。以下、お伺いいたします。

(1) 将来人口ビジョンについて。

社人研推計の算出では、室戸市の将来人口は45年後の2060年には総人口が2,782人に減少する見込みとのこと。このほど室戸市独自で推計した将来展望によると、約8,500人の実現

を目指すとなっています。そこには合計特殊出生率を現在の1.46から2.27に回復させ、現在の転入、転出の差を縮小した上で、毎年42組の若年夫婦の移住を促進することによって実現するとなっております。また、高知県が算出した県の人口ビジョンは55万7,000人と社人研の提示した数字の1.42倍を算出しています。しかし、本市は何と3.15倍の8,500人としています。これを見ると、8,500の数値は現実味を帯びないように思えてなりません。3.15倍とした算出根拠をお示しく下さい。

日本創成会議の推計で25年後の2040年には消滅する可能性が高いと言われている全国自治体のトップクラスに入っている本市ですが、2010年の年齢別人口構成を見ると、20歳から24歳の男女の数が極端に少なく、総人口の約2%です。この年代の減少は、大学校や専門学校を誘致しない限り、地域性からしていたし方のないことだと思います。今回行ったアンケートの結果、これからも室戸市に住みたいですかの問いに最も多かったのが70歳以上で42%、最も少なかったのが10代、20代で19%、10代から30代では住みたいとどちらかといえば住みたいを合わせても50%に満たない現状です。これは、若者が室戸に魅力を感じないのか、室戸にいても将来が見えてこないことのあらわれかと思えます。このことが、本市の人口減少率の大きな要因だと思われまます。このあたりの分析と対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

(2) 総合戦略の具体的計画について。

2060年の総人口約8,500人を目指すためには、出生率を0.81上げ、転出より転入をふやすために対策を講じるとしています。アンケートでも、室戸市を活性化し、人口を維持していくために最も重視すべきことは何だと思えますかの問いに、71%の人が安定した雇用を創出すると答えています。室戸で安心して子育てをすることができるための安定した収入を得ることが、市民の誰もが望むことです。基本目標に室戸らしい産業振興を中心に安定した雇用を創出すると上げております。若いカップルが室戸に住んでみたいと移住先に室戸を選んでいただくための具体的な施策、戦略をお伺いいたします。

(3) 地域経済循環創造事業交付金について。

国では、全国で新たに1万事業の立ち上げを目指し、地元に着した企業の創業を支援する地域経済循環創造事業交付金が、15年度予算で23.1億円で拡充されました。この交付金制度は、事業者が地域金融機関による融資を受け地域資源を生かした事業を起こす場合、必要となる初期投資の一部を自治体が助成するものです。地域に根差した資源やアイデア、人材の宝を見つけて育てる視点、地域の創業支援が本市にとって重要なことだと思います。この事業の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2、ふるさと室戸応援寄附金について。

出身地や応援したい自治体に寄附をすると居住地で納める税金が控除されるふるさと納税制度は、ことしから納税の控除額が従来の2倍に拡大され、新たに手続も簡素化されたことにより全国的に話題となっております。また、自治体がそれぞれの特徴をアピールすることによ

り、地域の資源を生かし、地方の人づくり、仕事づくりにつながることを期待されています。

そこで、(1)寄附金の現状についてお伺いいたします。

昨年、本市も特典を充実させたホームページがリニューアルし、クレジットカード払いを導入してからは多くの方々にふるさと室戸応援寄附金をしていただいております。

そこで、地域への思いを託した本市の取り組み方針をお伺いいたします。

また、創設以来の実績とそれによってもたらされた経済効果、人気の返礼品とこれから計画、あわせて市民の方々がどの市町村にどれだけ寄附をしているのか、お伺いいたします。

(2)寄附金の使い道について。

寄附をしていただく方々の関心は返礼品はともかく、納めたお金はどのように使われているのかだと思います。自治体によっては寄附金の使い道を指定できる場所も多く、自然環境の保全や子育て支援、観光振興など選択肢はさまざまです。自治体の使い道に共感して寄附をするケースも少なくないようです。返礼品の豪華さよりも、応援したいと思ってもらえる工夫が大事だと思います。本市では、寄附金の使い道をどのように考え、どう発信していくのか、お伺いいたします。

(3)「ふるさとチョイス」へのPRについて。

全国1,788自治体のうち99%に当たる1,782自治体がふるさと納税の寄附でいただけるお礼の品と使い道を掲載しているふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスを全国の方が検索して寄附先を決めているようです。そのサイトからいかに本市のふるさと室戸応援寄附金のサイトにヒットしてもらうかが重要なポイントとなってまいります。ふるさとチョイスでの本市のPRはどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、3、ジオパークセンターについて。

4月29日、東部博の開幕と同時にオープンした室戸世界ジオパークセンターは、4カ月目で5万人の入場者を記録するという好スタートを切りました。

(1)企画展について。

さまざまな工夫を凝らしたジオパークセンターですが、中でも東部博の一環として6月末から10月末まで開かれている海洋堂フィギュアで深海の世界を表現した「まがり博士と秘密の海～ノーチラス号で深海探検～」のジオラマ展は、大人から子供まで十分楽しむことができる企画展です。この夏休みは多くの家族連れが訪れていました。それに合わせて、カプセルトイガチャガチャやジオラマづくり教室も魅力の一つになっています。海洋堂のフィギュアは、その精巧さや躍動感から全国にたくさんのファンがいます。今回の展示にはまがり博士など海洋堂が新たに作り起こした作品も多くあるようです。企画展後、この展示物はどうされるのでしょうか。期間限定の開催ではもったいないように思います。ぜひ何らかの形で残していただけないでしょうか、お伺いいたします。

(2)施設の整備について。

旧東中学校を改修したジオパークセンターは外見は学校の姿が残っていますが、中に入ると皆さん一様に学校だったとは思えないと驚いています。

そんなセンターですが、館内のトイレにはおむつ交換台が整備されていません。外の公衆トイレには設置されていますが、知らない方が大半です。また、雨の日などに外のトイレに乳幼児を連れていくことは、保護者にとっては負担になります。本来は授乳やおむつがえのできるベビールームの設置が理想ですが、せめて館内におむつ交換台の設置は検討できないでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんにお答えをいたします。

まず、1点目の室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、(1)将来人口ビジョンについて及び(2)総合戦略の具体的計画につきまして、それぞれ関連がございますので、あわせて御答弁を申し上げます。

前段の議員さんの御答弁と重複するところがあると思いますが、御理解をいただきたいと存じます。

まず、室戸市の目指す人口の将来展望につきましては、45年後の2060年には本市の総人口を約8,500人としております。大変背伸びをしてるのではないかというふうに言われるかもしれませんが、我々としましてはそれを大きな目標としてしっかり頑張っていきたいという思いを持っているところでございます。

また、これは現在の1.46という合計特殊出生率を2050年までに2.27に段階的に引き上げ、その後その水準を維持するものとして試算をいたしております。また、現在の転出数が若干縮小しつつ、年間42組の若年夫婦の移住促進または市内在住の若年夫婦の転出抑制対策を図ることによってその実現を目指しているところでございます。

今回、本市の人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たりましては、18歳から80歳までの市民2,000人と室戸高校生を対象にアンケート調査を実施いたしております。その調査の結果を見ますと、10代、20代の回答といたしまして、室戸市に余り愛着を感じていないが50%、また室戸市に住みたくない、どちらかといえば住みたくない、どちらとも言えないを合わせましても57%ということであります。議員さん御指摘のとおり、若い世代が室戸市に余り魅力を感じていないことが読み取れる結果となっております。このことは、本市といたしましても大変重く受けとめておりまして、危機感も持っているところでございます。まずは、若い世代に室戸の魅力を知っていただくとともに、郷土を愛する教育が大事ではないかと思っております。

また、一番の問題は、議員さんも御案内のとおりであります。働く場所を確保することが最大の課題ということでございます。これまでも雇用対策といたしましては、室戸市企業誘致推進条例を制定をし企業誘致を行うとともに、少しでも雇用の場を確保するため、羽根小規

模工業用地開発事業などに取り組んできたところでございます。また、室戸市コールセンター等誘致促進条例を制定し、コールセンターの誘致活動にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、企業誘致の取り組みを進めるとともに、もう一つは地域産業の育成が大切だと思っております。農業による施設園芸の振興であるとか、土佐備長炭は御案内のとおり高知県が生産額全国1位となったところでございます、本市におきましてもその生産額は2億円を超えているところでございます、これらに組み、一層支援対策をやっていかなければならないと考えております。

また、水産業におきましても、エンジンリース等近代化の推進であるとか、マグロ漁船水揚げ奨励金、マグロを水揚げした場合の奨励金であります、それらの支援をなお一層進めていかなければならないというふうに思っております。

そして、取り組んでいるふるさと納税につきましても、お礼品の拡大が地域産業の活性化や販売促進、そしてまた生産者の生産性の向上や所得の向上、雇用の拡大というものにつながっていくものと考えております。

いずれにいたしましても、本市の人口ビジョンや総合戦略を策定をし、その実現に向けましてあらゆる施策を打つことで地域の活性化や人口減少に歯どめをかけるように取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、(3)地域経済循環創造事業交付金についてでございます。

地域の資源と地域の資金を活用して新たに事業を起こし、雇用を生み出すことを目的に、昨年1月、産業競争力強化法が施行されております。その中で、地域で創業を促進するためには、市町村による創業支援計画の策定が必要となります。現在、県内で創業支援計画を策定しているのは高知市のみでございます。この計画を策定の上、国の認定を受けるということとなります。計画が国に認定をされた場合、市内で起業、創業する方に対し必要となる経費の一部に補助率3分の2、上限200万円が国から補助金として受けられるということになります。

本市の取り組みといたしましては、先ほど申し上げました創業支援計画を今年度中に策定をしたい。本年末、12月をめどに国の認定を受けたいというような思いで取り組んでいるところでございます。また、商工観光深層水課内におきまして、創業支援のワンストップ窓口を設け、商工会を初めとした関係団体、金融機関などと連携をし、創業に関する支援を行ってまいりたいと考えております。

そして、創業支援事業の認定を受けた後、本市が独自に助成をした場合、かさ上げ助成をした場合には地域経済循環創造事業交付金が市に交付をされるということとなっております。その助成内容、上乘せの内容につきましても、今後他市の動向なども参考にしながら、効果的な支援対策となるように努めてまいります。

次に、2のふるさと室戸応援寄附金についてでございます。

(1)から(3)までそれぞれ関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

昨年度、ふるさと納税の実績につきましては、件数は県内トップの1,610件でございます。金額といたしましては、奈半利町に続いて2番目の1億5,329万円の寄附額となっております。平成20年からの合計額を申し上げますと、1億6,325万円となったところであります。昨年は当初の予想をはるかに上回る結果でございます。私自身驚きと、御寄附いただいた方々に感謝をいたしているところでございます。

そして、本市の取り組みといたしましては、県内でも早い段階で他の市町村の成功事例といえますか、先進事例を参考にして取り組みをしたものであり、これまでの取り組みを改善してきたというところでございます。そうしたことが成果につながったと認識をいたしております。

そして、お礼品の拡充とともに寄附金額ごとにお米、野菜、鮮魚など各セット商品の企画を行い、さらにインターネット上で寄附ができるふるさとチョイスへの掲載とクレジット決済の導入を行ってきたところでございます。お礼品の合計といたしましては9,859万円となっております。人気の高い商品といたしましては、おさしみセット、土佐おとめまぐろ、土佐の本まぐろ、ポンカン等がございます。生産者の方々の所得の向上や関連事業者の経営改善など、経済効果につながっているものと考えております。

また、現在、法人からの寄附は全額損金扱いではなく、お礼品は利益に算入されることとなっているところでありますが、この件については今後改正が予想されるところでございます。そうしたことを踏まえまして、新しいメニューを開発していくことや新たなお礼品の掘り起こしなど、取り組みの強化が必要であると考えているところでございます。

そして、本市から他市町村への寄附の状況といたしましては、平成26年度中の確定申告の数字で申し上げますと、9名の方が11市4町、金額では42万2,000円の寄附がされているところでございます。

次に、本市に寄附を受けた基金の活用内容でございますが、子育て支援や教育、医療の充実を中心に、教育アクションプラン事業、すこやか子育て祝金、図書館の図書購入費、乳幼児等医療費助成事業、健康相談ダイヤル委託事業、自主防災組織に対する補助金、伝統芸能DVD作成事業、女子硬式野球大会補助金などに充てているところでございます。御寄附をしてくださった方々の思いや御期待に沿えるよう有効活用に努めなければならないと思っておりますし、これらのことにつきましてはホームページ等で報告をしまいたいと考えております。

今後、ふるさと納税はますます自治体間での競争が激しくなるものと考えておりますので、PR効果の高いふるさとチョイスの自治体特集コーナーへの掲載や新しくインターネット大手楽天市場内のふるさと納税サイトへの参入につきましても、その取り組みを行うこととしていくところでございます。

いずれにいたしましても、この制度を活用することで、前段でも申し上げましたけれども、



生産者の所得の向上であるとか雇用の創出、地域経済の発展に資するよう努めてまいります。

私からは以上でございますが、ジオパーク推進課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願いたします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 和田ジオパーク推進課長。

**○ジオパーク推進課長（和田庫治君）** 堺議員さんに3点目のジオパークセンターについてお答えいたします。

室戸世界ジオパークセンターは、室戸ジオパークの新たな拠点施設として本年4月29日にオープンし、8月29日には入館者が5万人に達するなど、順調なスタートとなっております。館内では、大地と人のつながりを楽しく学べる展示や大型スクリーンによる臨場感ある映像などによって多くの方に室戸ジオパークの魅力を発信するとともに、高知家・まるごと東部博のナビオンとして地域の情報発信施設の役割を果たしてきているところでございます。東部博の企画展としましては、4月より「トニー・ウー海洋生物写真展」、6月からは「海洋堂フィギュアで見るまがり博士と秘密の海」ジオラマ展、この後、11月からは「前田博史写真展」を予定するなど、今後も多様な企画展示によってセンターへの集客を図っていきたいと考えております。

御質問の1点目、「まがり博士と秘密の海」ジオラマ展につきましては、展示期間が10月25日までとなっております。展示期間終了後にジオラマを残す契約にはなっておりません。しかしながら、たくさんの来場者から御好評をいただいておりますので、展示の一部でも残すことができないものか、今後所有者側と協議したいと考えております。また、その際には一定の費用も必要となってきます。展示スペースの点も含め、検討してまいります。

次に、2点目のおむつ交換台の設置についてです。

議員御案内のとおり、センター駐車場内にある公衆トイレにはおむつ交換台を設置しておりますが、館内のトイレにはおむつ交換台は設置できていないところでございます。おむつ交換台の設置には一定の広さが必要になりますので、館内の多目的トイレのスペースに設置することができないか、検討してまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 堺喜久美君の2回目の質問を許可いたします。堺喜久美君。

**○10番（堺喜久美君）** 10番堺。2回目の質問を行います。

先ほどは大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

創生総合戦略についてですが、策定に当たっては本当に執行部の方々、委員の方々には相当な危機感を持って取り組んでいただいたと思います。しかし、この数字を見てもう愕然としたんですけれども、日本創成会議では2060年には1,728人と想定されていまして、室戸市が8,544人に何とか持っていくと、そういう力の入れ方というのは私たちにもひしひしと伝わってはくるんですけれども、果たしてこれが可能なのか、これがもう本当に希望的数字ではない

かと、そのように思っています。

そして、いろいろそのためにも企業誘致をやっていく、今まで取り組んできた、そういうお話もございますが、今の本市の状況を見ますと、もう企業誘致をするという状況ではないかと思われま。本当にどれだけの人が室戸に、あっ、室戸にこういうことがあるから行ってみよう、室戸に住んでみよう、そういう人たちをいかに呼び込むか、それにかかっていると思えます。多人数の企業誘致っていうのはなかなかこれから室戸市としては難しいのではないかと、そのように思いますので、その辺を一体どういうふうに考えているのかっていうことが私は一番の危惧するところですよ。

策定に当たって2,000人の方にアンケートをとったと言われておりますけれども、回答されたのは493名でしたね、高校生は118名。住民の多様な考え方、これがこの数字に反映されているのかどうか。もう少し丁寧に市民の声を聞いていくという、そういう方法はなかったのか。

また、審議会の委員さんの中にIターン、Uターンされた、そういう方たちが入っているのかどうか。そういうIターン、Uターンされた方、そういう方々にどうすれば室戸に住みやすくなるのか、何が問題なのか、そういうことを聞いていく、それを調査していくというのも一番手っ取り早いというか、近道ではないかと思えます。

そして、一番心配されている高校を卒業する若者が市外、県外へ出ていってしまう、そして帰ってこない。まず、出ていかさないためにはどうするのか、それはなかなか難しい問題で、よほど高知大学とかの学部の一部を室戸に誘致するとか、室戸に来れば地形、地質などの専門的なそういうサイエンスの部門を勉強できるよとかという、そういう誘致が全くそういう働きかけはできないものかと思えます。

若い若年夫婦の室戸への移住を促進するためには、室戸に何があるのか、全国の中で室戸をチョイスしてもらうためには室戸の何が魅力か、若い子育て夫婦っていうのは教育がどれだけ充実しているのか、それが一番主眼になると思えます。そこら辺の力の入れ方が何か見えてこない、そういうふうには思いません。

そして、これを11月中に完成させるというふうにしたしか前段の議員さんの答弁に含まれていたかと思えますが、これをどういうふうにして市民にお知らせするのか、そのお知らせの方法。

そして、これを2060年、到底私たちは生きていませんけれども、その先のことと考えずに、毎年毎年見直していく、チェックを入れていく、市民の声を聞きながら修正していく、フィードバックしていくというそういう体制にはならないものか、それをお伺いいたします。

そして、地域経済循環創造事業についてですが、何社ぐらい想定をされているのか。また、どのような形でお知らせをしていくのか。その点もあわせてお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げておりますように、目標数字が高くはないかということのを再三言われているようにお伺いをするわけでありますが、確かにいろんなデータの中からは大変厳しい数字が出ちゃうということは皆さんも御案内のとおりでございます。しかし、これらをそのとおりに行くのか、あるいは対策をしていくのかによって私は大きく違ってくるのではないかと、いうふうに思っています。

これまでのことを申し上げてなんでありますが、例えば室戸市が発足をして50年で半分になってます、人口は、3万人から1万5,000人になってますね、約50年です。今回が50年で、45年ということではありますが、50年でいきますと、これまでの同じ流れからすると半分、今1万4,000人ですから7,000人というような数字が出てくるのではないかと思います、いろんなデータからはさらに厳しい数字として最終45年後に3,000人とかという数字が出ているわけがあります。

しかし、やはりそれらを受けて私どもは低い計画を立てるわけにはいかないし、これからやっぱりどのように取り組んでいくかということが一番大切なことではないかという思いをするわけでございます。企業誘致ばかりでそれが達成できるかという、私はそうではないというふうに思います。企業誘致、今市町村みんなが手を挙げてどうぞ来てくれという話はしてます。我々のところも手を挙げておるわけでありますが、なかなかいろんな条件の中で余り状況が当市の場合はよろしくないということから期待は薄いということになるわけでありますが、それを一層進めていくということとあわせて、いつも申し上げているのが、交流人口の拡大をどうしても図っていかないといけない。交流人口は定着人口につながるかということかも、つながらないのではないかというお考えもあろうかと思いますが、私は交流人口を拡大することによって、やっぱりいろんな産業が新しく生まれる、そしたらその産業の中で雇用も生まれてくるということから、交流人口の拡大はどうしてもやっつけていかないといけないということでのいろんな取り組みを今、ジオパークの取り組みを先頭に別の取り組みもしっかりやっつけていくというようなことを続けさせていただいているところでございます。さまざまな対策を打つ必要が私はあるというふうに思っております。

それから、市民の方々の意見を多く聞く、このことは当然のことでございます。Iターン、Uターンをされてきた方の御意見、これらについても私どもも相談員を置いてるわけでありますから、その方々から私どもも聞いている。私自身は直接お聞きをしておりませんが、うちの相談員の方々からそうしたIターン、Uターンの方々の御意見というものはしっかり私は受けとめているつもりでございます。ですから、そういう意見を生かしていくということは、当然やっつけていかなければならない問題だというふうに思っております。

それから、高校生が出ていかない対策というのも大事であります。ですから、1つには高校を卒業して就職する人、就職する先は市内で一つでも二つでも伸ばしていただきたいということで、私も市内の企業を回って、昨年度は9人の高校生の方に残っていただきました。これま

では大体二、三人であったわけですが、やっぱり少しでも残っていただくための努力ということをおもとしてやらないといけないということで、そういうことをやっているところでございます。ただ、もう一つは進学でありますから、なかなか進学をとめることはできないということが実態でもございます。

もう一つ、大学の誘致等も、私も当然そのことを踏まえて高知大学等とお話もしているところでございますが、今のところ、具体的な誘致という形には至っていないというところでございます。いろんな大学との関係が、今東京の大正大学などとの関係もできてきておまして、地域創生学部を大正大学でつくる、その中のパートナーとしての市町村になっていただけないかというような話もあっておりますので、そうした取り組みも手を挙げて現在進めているところでございます。いろんな対策を講じていく必要があるというふうに思っているところでございます。

そして、でき上がった、御案内のとおり国におきましてはこの地方の総合戦略、とにかく早く上げてくれというようなことで、早く上げたところには交付金の上乗せをすとかというような話も出てきているわけでありますから、私どもとしてはなるべく早くその策定には努めていきたいというふうに思っております。

そして、でき上がったものにつきましては、当市のホームページ等でもぜひ広く知っていただけるように公表をしていく、あるいはまた広報等に掲載をするというようなこともぜひ検討をいたしていきたいというふうに思っております。

そして、最後であります、今回の総合戦略につきましては目標を定めなさいというのが大きな国の方針でございます。ですから、私どもも一つ一つこの事業を、計画した事業をどこまでやっていくかというのは今後大きな課題にもなりますし、それらを達成をしていかないとはいけません。これはPDCAサイクルというものをしっかり入れて進捗管理もしながら、それらの実現に向けて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。私からは以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 川上企画財政課長。

**○企画財政課長（川上建司君）** 堺議員さんにお答えをいたします。

私のほうから、人口ビジョンの8,500人の算出についてというお尋ねでございましたので、先ほど市長の答弁とちょっと繰り返しになるかもしれませんが、まず今回の人口ビジョンは、これは社人研のシミュレーションをもとに作成をしております。これがどういったつくりになっているかと申しますと、2005年と2010年の国勢調査の減少率などをもとにシミュレーションができております。そのシミュレーションの結果、本市では45年後の2060年には2,782人まで人口が減少するというふうになっているものでございます。

今回この8,500人につきましては、そのシミュレーションソフトを使いまして出生率を、これは県と同じ目標数値としてございますが、2.27に引き上げる。その中で、年間42組の若年層

の夫婦の移住促進または市内在住の若年夫婦の方々の転出を抑制することによってその実現を目指すということで、いろんなパターンのシミュレーションを実際行いました。何十通りもやってみました結果、8,500人かなり、市長も申し上げましたが、背伸びをした数字でございます。例えば佐喜浜、岬、吉良川、羽根で8組で32組になります。室戸で10組、移住もしくは転出を抑えれば何とか達成ができる数字となってまいります。本当に背伸びをした目標を掲げさせていただきましたが、その実現に向けて精いっぱい努力をしていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（久保八太雄君） 久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田浩君） 堺議員さんの質問にお答えいたします。

私のほうからは、地域経済循環創造事業交付金の想定件数なんですけれども、全く今のところは立っておりません。今創業支援計画を経済産業省との話をしているところでして、今のところ読めない状態となっています。

周知方法についてですけれども、広報もそうですし、あと室戸市のホームページ、そして観光課のフェイスブックとか、そういったものを使って広く周知していきたいと思っております。

○議長（久保八太雄君） 堺喜久美君の3回目の質問を許可いたします。堺喜久美君。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。3回目の質問をいたします。

市長の並々ならぬ決意をお伺いいたしまして恐縮ですが、やっぱり全国的に過疎化が進む高知県の中でも断トツに人口減少に立ち向かわなければならない室戸市で、他の市町村と横並びの施策では到底追いつかないと思います。思い切ったほかにはない施策、市長の行政手腕を振るっていただいて、ここに出されています室戸らしい産業振興を中心に安定した雇用を創出する、この中でも何を目玉にするのか、お金、人、知恵をどこに投入するのかということをもう一度お伺いいたします。やっぱりよそとは違うことを、飛び抜けたこと、そういうことをやらない限り室戸市の浮上はちょっと見込めないのではないかと思います。そして、県や国の提案されたものに対して、県の産業振興計画との整合性を考えて、その出生率とか就労率、移住者数というのを毎年毎年見直していくのか、そういう体制をとるのか、そのことを再度お伺いいたします。

以上で3度目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんの3回目の質問にお答えをいたしますが、ほぼ前段で答えてきたところでありますし、目玉というのをどう求めるかというようなことでございますけれども、ずっと申し上げてきたわけでありますので、例えば室戸らしい産業を中心に安定した雇用を創出するというのもたくさんの具体的な事業を掲げているわけでありますよね。そのことで、そのときに農業ではどうするか、あるいは林業では生産性が高くなっているその備長炭を一層、日本一になっている備長炭の生産をしっかりと就業者をふやす、また販売を高めていく

というようなことをしっかりやっていく。あるいはまた、6次産業化というようなことも、これは一般的にももちろん言われているわけでありますが、それらのことを具体的にしっかり出して、しっかり取り組んでいくというようなこととなりますし、商工業につきましても交流人口の拡大に努める中で、やっぱり新たな交流人口が多く出てきますと、多くなってまいりますと当然宿泊施設というようなものの誘致も取り組んでいるわけでありますが、それらが実現をする、そうしたときに雇用もふえていくというような形になってくるのではないかというふうにも思いますし、また先ほども申し上げます室戸世界ジオパークセンターの取り組みと合わせて、ドルフィンセンターであるとか、吉良川の町並み館の充実というようなことをやってまいりました。さらに、椎名小学校を有効活用してジオパークのセンターとあわせた、リンクさせていい取り組みを、ミニ水族館的な取り組みもできないかというようなことも計画に上げているところがございますので、そうした、今までの取り組みへさらに磨きをかけていく、また新たな事業にも取り組むというような計画に私はしていかないといけないというような思いでございます。そして、その計画達成については、先ほども申し上げますようにPDCAサイクルというものに取り組んでいくわけでありますから、1つずつ達成ができる課題は何かというようなところで、課題を解決しながら実現に向けて取り組むということでありますので、ぜひそうした取り組みを生かして人口減少にも歯どめをかける、また雇用対策にもつなげていくということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって堺喜久美君の質問を終結いたします。

健康管理のため2時25分まで休憩をいたします。

午後2時9分 休憩

午後2時23分 再開

**○議長（久保八太雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、亀井賢夫君の質問を許可いたします。亀井賢夫君。

**○3番（亀井賢夫君）** 3番、自民クラブの亀井です。本定例会におきまして通告に従い一般質問を行います。

順次質問に入らせていただきます。

大きな1点目として防災対策事業全般について。

(1)避難道路と津波避難タワーへの取り組みについてお伺いします。

私たちが暮らしている四国沖を含んだ太平洋地域が地震活動期に入った今、いつ東南海・南海地震が起きてもおかしくない状態だと言われております。過去の南海地震はこれまでおおむね100年から150年ごとに発生しており、東南海地震や東海地震と同時、または数十時間から数年の時間差で発生したことが知らされております。連動が予想される南海トラフ地震の想定震源域で起こった地震としては、東海地震が発生したのが1854年で今から161年前、次の東南海地震の発生が1944年で71年前、そして私たちの暮らしている土佐湾沖が震源となった南海地震

が1946年に発生しており今から69年前になっております。過去のデータにより、地震の発生する周期が100年から150年とした場合を考えて、地震調査研究推進本部の発表では、平成27年1月現在で我が高知県に直接影響するであろう南海地震の発生確率は、今後10年以内では10%程度、30年以内では70%程度、そして50年以内では90%程度になると予想されております。この南海地震の発生確率が公表されてから毎回多くの議員の方より議会で一般質問が取り上げられております。

特に地震、津波の影響を直接受ける我が室戸市においては、他の市町村と比べて津波の到達時間が非常に短く、津波を受ける海岸線は53.3キロメートル、そして命の道となる国道55号線は47.5キロメートルとほとんど海に沿った危険な道路としてつくられております。本市の集落構成につきましても、震源地に近い山と海に囲まれた狭い平たん地に5つの町として点在してできております。このような本市の土地の形状から、集落ごとに津波避難タワーや小さな命の道として防災避難道路の整備を重点的に進めてきたのは周知のとおりであります。

そこで、お伺いします。

①平成27年度の当初計画を含めると、本年度には避難路が約120カ所と津波避難タワーが4基完成することになっておりますが、防災対策課が住民ワークショップの意見交換会等で計画されている避難路と避難タワーの箇所数、進捗率、そして未着手である残事業について、旧5カ町村別に分けてお聞かせください。

そして、残事業の現地について、担当課長は全て把握できているのでしょうか、お聞かせください。

②避難タワーの出入り口の閉鎖は、多くの市町村で実施されております。常時閉鎖の理由としては、転落事故等が原因になっていると思うのですが、防護ネット等を設置して開放すれば、ふだんの散歩や階段の上りおりによりお年寄りの防災訓練になるのではないかという意見も耳にしております。タワーの常時閉鎖については、地域の住民の方と協議をして検討してみることにはできないのでしょうか。お年寄りの方が災害時に扉の開放というより、壊すことができるのか心配しております、お聞かせください。

③津波避難タワーの建設について。

本市のタワーは鉄骨構造物が採用されておりますが、鉄筋コンクリート構造物との比較はされたのでしょうか。海に近く潮風の当たる場所での建設については、耐用年数はもちろんのこと、腐食による維持管理なども算定して決められていると思うのですが、事業費の比較と採択に至った理由をお聞かせください。私が見る海岸沿いのタワーは鉄筋コンクリート造が多いように感じております。

④建築場所の地盤高や浸水高で変わってくると思うのですが、津波避難タワーの設計高を決める算定根拠をお聞かせください。そのタワーの高さや構造について、地元説明はされたのでしょうか。海拔の低い建設予定地の近くに住んでいる人たちは日当たりについて大変気にして

おります。

⑤防災対策事業の避難路整備工事で地元協議が進まず、事業着手がおくれている工事があるようにお聞きしております。防災対策を進める上で、次年度以降に予定している工事を前倒しして事業に取り組むことはできないのでしょうか、担当課の考えをお聞かせください。

(2)消防本部の防災対策と救急体制についてお伺いします。

地震が発生すればどう行動するか、私たちの暮らす室戸市では確実に津波が起きることが想定されており、すぐに高台へ逃げるように訓練がされております。昔は地震の大きな揺れの後に火災が発生して被害が大きくなっていましたが、これは都会の密集地域で津波の影響のない海拔の高い地域で発生した課題であり、今は都市ガスもプロパンガスも揺れを感知すると制御装置が作動して自動停止が自然に働くシステムがつけられたことから、地震の揺れに対しての火災対策が進められてきたようです。しかし、これはガスによる火災対策であり、地震火災の原因には、別に通電火災という地震の後の復旧により電気が通ったことで発生する火災があります。平成7年の阪神・淡路大震災では、町のあちこちで通電火災が発生したように言われております。県下の建物被害の15万3,000棟のうち、地震火災での被害が5,500棟と想定されております。特に地震火災については、出動した救急自動車が家屋やブロック塀の倒壊と消火栓や水道管の破損によりあらゆる道路が寸断され消火活動ができなくなったことから、消防署による消防の限界とまで言われてきました。消火活動や火災後のけが人や急病人の搬送については、道路改良がされた広い道路であれば通行の障害も少なく機械の輸送ができることから、機械による障害物等の撤去が可能となり、救急自動車の通行ができることとなります。本市の人口密集地を通る狭隘な道路は、市街地を除けば何路線もないと思います。地震発生後の複合災害をも考えた場合、救急自動車が活動できる道路整備は早急に取り組むべき重要課題ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

①地震、津波対策については、消防団活動マニュアルや安全管理マニュアルにより署員や団員の行動が決められているようにお聞きしておりますが、地震火災の消火活動については通常の消防法で対応することになるのでしょうか。それとも、防災対策の特別な活動方法が検討されているのでしょうか。本市のような集落が点在して形成されている町では、火元が多く出ることが想定されております。どのような対策が検討されているのでしょうか、お聞かせください。特に国道が寸断された場合の孤立集落が考えられます。

②地震火災や大きな災害等により非常招集した消防署員の使用車両となる非常用救急自動車の配置基準が決められているのでしょうか。火災となれば消防車両の台数も気になります。地震が大きくなれば、消防車両の被災も考えなければならないと思われれます。今の所有台数と配置基準による消防車の台数は確保されているのでしょうか、お聞かせください。

それと、分団別の所有台数、配置台数も多いか少ないか、車両台数をお聞かせください。



③毎年900人前後の急病人やけが人の人たちが救急搬送されているようにお聞きしております。搬送先についても、田野病院や安芸病院、そして高知医療センターなど時間を要する市外の救急病院に約8割の方が搬送されているとのことですが、長距離搬送により署に救急車がない状況が長時間続いたり、救急対応がおくれたことはなかったのでしょうか。災害が発生した場合のことを想定して、今の所有台数で対応できるのでしょうか。救急車の所有台数については、世帯数や人口割等で決められていると思うのですが、今の所有台数と整備指針による配置基準では本市は何台所有できるのでしょうか、お聞かせください。救急病院が遠いことや高齢化率を考えた場合、災害時の救急対策は十分できているのでしょうか、市民の方が大変気にしております、消防長の所見をお聞かせください。

④人口密集地及び住宅密集地の道路整備については、以前にも質問させていただいておりますが、救急車は病人や負傷者は担架で運ぶことができますが、火災の場合は消防車、そして署員は火災現場まで近づいて作業をしなくてはなりません。危険な現場から署員、団員を守るために道路整備は重要です。担当課と協議は進められているのでしょうか、お聞かせください。

大きな2、公共事業全般について。

①公共事業の年度別計画書についてお伺いします。

この公共事業の予算につきましては、道路整備事業費として年間約2億円を予算目標として取り組んでいると説明がされております。この年間2億円を設定している事業計画書について、建設課の3カ年事業計画書の単年度別予算が議会で公表されております。平成26年度が13カ所で事業費が2億200万円、平成27年度が14カ所で事業費が1億9,400万円、そして平成28年度が11カ所で2億600万円という事業計画がこの3カ年事業として市民に公表されております。

この年度別事業についての採択方法ですが、多くの市民要望を取りまとめ、担当課で緊急性や重要性、そして事業効果を課内で討議して着工年度を決めていると説明がされております。この多くの市民要望から絞って決められた平成26年度の事業実績、そして平成27年度の事業計画は担当課の計画どおりに事業が進められてきているのでしょうか。発注時期のおくれが非常に気になります。そして、多くの残事業に対して、ことしの議会答弁では、平成28年度が以前に説明されている事業費の2億600万円より非常に多くて5億円に増額、そして平成29年度が3億円と目標設定していた年間2億円から大幅に増額されております。これは事業計画の見直しをする、またはしたというあらわれではないのでしょうか。本市の公共事業に対しての早期完成の意気込みが感じられます。

そこで、お伺いします。

①担当課より事業採択についての説明がされた採択方法で事業に取り組まれているならば、条件を満たして早急に取り組むべき事業は防災対策に関係している事業が優先すると思われませんが、今の事業計画について、ローリングプランによる検討はされているのでしょうか、また

はされたのでしょうか、お聞かせください。

次に、②道路整備についての要望が非常に多くて、平成29年度以降31件の16億円が残されていると説明がありました。前段でもお聞きしましたが、この31件の未着手事業の中に防災対策に関係している事業が含まれているのでしょうか。もし防災対策関連の事業が含まれているなら、早急に事業計画の検証をしないと防災対策事業が災害復旧事業という地震災害が起きた後の悲惨な残骸復旧工事になります。担当課の事業計画の取り組みについてお聞かせください。

③社会資本整備総合交付金の配分が平成27年度より減額されることは周知のとおりであります。当初予算の道路整備の説明では約2億円の予算が示されて確保されておりますが、県からの内示額はたしか申請額に対して67%の採択率だったと思います。この社総金の採択については、申請額の100%の内示額を確保しないとこれからの事業が計画書どおりに進まなくなります。予算の確保については政治的な後押しが大変重要であることは承知されていると思うのですが、多くの残されている要望箇所について、担当課は事業をどのように取り組んで進めていく考えなのか、お聞かせください。

④平成28年度の事業費が5億円を予定していると説明がありました。倍以上の増額についてどのような事業が追加計画されているのか、お聞かせください。

次に、(2)測量設計委託業務についてお伺いします。

この測量設計委託業務の外部発注につきましては何度も議会で取り上げられておりますが、再度お聞きいたします。この測量設計委託業務の外部発注につきましては、以前にも書類検査について質問させていただいておりますが、この委託業務の外部発注につきましては、予算を計上した各担当課が中心となって委託業者と協議を行いながら事業を進めていくこととなりますが、工法や技術的に難しいものについては技術職員と相談しながら進めていくと説明がされております。この説明によると、土木コンサルタントや設計事務所に設計書を発注するときは、予算を計上している事業課以外の課により工事の基本となる委託業務が担当課によって発注されているということになります。

その委託業務が発注されるこの時期は、事業課の発注時期とも重なることやほとんどの工事がこの1・四半期に集中することで、事業課の技術職員は他課の事業に多くの時間を費やすことができない状況ではないかと思われまます。したがって、この時期に発注を予定している事業課以外の課は、予算化されている全ての事業について、基本設計や実施設計など、事業の計画を決める委託業務の発注について担当職員が設計書の内容チェックを行うということになっているのではないのでしょうか。

その事業課以外の課が担当する事業に近年特に多くの予算が計上されております。その主な事業としましては、国・県の方針として打ち出された津波から逃げる対策事業として避難場所の設置や避難路の整備、そして避難路の障害物となるブロック塀や石垣の撤去や補強、そして地震対策として公共建物の耐震補強はもちろんのこと、老朽住宅の取り壊しなど多くの防災対

策事業に対しての補助金や事業費が南海地震対策費として予算化されております。この多くの事業が、個人や自主防災組織、そして自治体が事業主体となって進められてきました。この防災対策事業については、公共施設である消防屯所や保育園の高台移転、そして市民館や学校等の補強工事、避難路や避難タワーなどの逃げる対策工事等、一度に多くの地震対策事業への取り組みが余儀なくされたことに加え、本市の目玉事業である火葬場の建てかえ工事、西部給食センター、そしてジオパークセンターと箱物施設がこの二、三年に集中して発注されるなど、事業課以外の課が担当する工事が予算化されたことで計画内容が複雑な箱物施設を維持管理しかしていない事業課以外の課が技術監督するというおかしな事業体制ができているように思えてなりません。

そこで、お伺いします。

まず初めに、①として、土木一式工事と建築一式工事の委託業務を土木コンサルタントや建築設計事務所に発注するときの委託設計書、これは業者を決める前の設計書ですが、どこが担当してつくられているのでしょうか。作成の仕方によっては指名入札にも影響してきます。そして、設計書をチェックする建築専門の職員はいるのでしょうか、お聞かせください。

②請負業者が成果品として提出された500万円以上のものについては、事業課もしくは財産管理課で完成検査が行われていると説明がありましたが、契約金額が500万円未満で事業課以外の担当課で検査されている箱物の設計書については、発注後に追加工事や工法変更など増額変更が非常に多いように感じております。委託設計書の完成書類検査はどのような方法でされているのでしょうか。設計書の内容が把握できているのか大変気になります、お聞かせください。

③箱物の技術的な設計変更については管理契約している設計事務所に委託されておりますが、増額変更のときの予算が伴う協議はどのようにしているのでしょうか。予算以上の増額変更となれば、予算の確保が変更前に必要になります、お聞かせください。

④建築一式工事の予定価格が2,500万円以上の建築工事の委託料である過去5年間の設計事務所への発注件数と落札業者、そして発注した工事が設計変更になった件数をお聞かせください。

次に、(3)室戸市契約規則の第2章の一般競争入札及び第3章の指名競争入札についてお伺いします。

土木一式工事の予定価格が2,500万円以上の制限つき一般競争入札と建築一式工事の予定価格が2,500万円以上の指名競争入札の工事が、本市の建設工事に係る入札契約方法により総合評価方式で入札が行われております。この方法は、入札価格だけではなくて、業者の技術や施工実績、そして災害時の地域貢献などを評価して落札者を決めるという入札方法です。それはそれで入札の本来の姿と思うのですが、これまでの入札方法と違い、工事の入札価格が最低制限価格に一番近い業者になっても、評価点や加算点が及ばない業者は落札ができず、落札のチ

チャンスをほとんど失い、大手企業のおこぼれを待つしかなくなってくる入札形式のように感じられます。この方法が長い間続くと、点数の少ない業者は実績ができずに年々点数が下がることになり、大きな事業の入札に参加ができなくなるのではないのでしょうか。そして、Aランクの業者数が5社未満となり、予定価格が6,000万円以上の工事の入札については市外業者の参加を余儀なくされることになるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

①室戸市契約規則の第29条、指名競争入札の指名の中の第1項になるべく5人以上の入札者を指名しなければならないとありますが、本市に指名願が出されている市内の業者数とA B C Dのランク別に分けた業者数について、ランク内に5社以上いるのか、土木一式工事、建築一式工事別でお聞かせください。

②総合評価方式による入札方法についてのメリット、デメリットについてどのように考えられているのか。この入札方法では最低価格で入札しても評価点の低い業者は落札できず、評価点の高い業者に落札が偏ることになると思うのですが、この方法が採用された理由について、入札担当者の意見をお聞かせください。過去5年間に発注された事業で建築一式工事のAランクの業者、これは5社の指名と思いますが、その5社が指名を受けた回数と入札に参加した回数、そして5社以下で入札された回数と会社別の落札件数をお聞かせください。

この件に対しては調査しておりませんが、指名を受けた業者でほとんど入札に参加していない業者がいるように聞いております。契約規則の第29条との整合性について、Aランクの工事、これは予定価格が6,000万円以上の工事になりますが、指名業者が何度も続けて入札参加を辞退された場合には、このAランクの入札は毎回5社以下の入札になります。この状況は、指名競争入札の指名基準に違反することにはならないのでしょうか。何度も辞退する業者にペナルティーはないのでしょうか。入札参加は辞退することが簡単にできます。契約担当者はこの状況をどのように考えられているのか、お聞かせください。

④総合評価方式の評価基準の評価項目と配点のつけ方については何課でどのように決めているのか、そしてその配点が入札金額にどのように反映されているのでしょうか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保副市長。

○副市長（久保信介君） 亀井議員さんにお答えいたします。

大きな2点目の(2)測量設計委託業務に関する御質問につきましては複数課に関係いたしますので、私のほうから総括的に御答弁を申し上げます。

まず、1点目の建設工事等の設計業務を発注する際の設計書についてであります、これにつきましてはそれぞれの発注担当課において作成をしております。

まず、土木工事につきましては、公共土木施設や農道、林道などの事業内容に応じ、県の測

量設計調査業務積算基準や高知県建設技術公社から示されております積算基準等をもとにそれぞれの担当課の技術職員が設計書を作成しております。

また、建築工事につきましては、国土交通省発行の官庁施設の設計業務等積算要領あるいは複数の業者から徴収いたしました見積書等をもとに各担当課において作成をいたしております。本市には、現在のところ、建築専門の技術職員はおりませんが、委託設計書の作成に当たりましては、それらの資料を参照しながら、上司あるいは庁内の技術職員にも相談し、必要に応じ県等のアドバイスも受けながら作成をしておりまして、適切に行われているものと考えております。

次に、2点目の成果品の完成検査についてでございます。

設計業務の成果品の完成検査につきましては、それぞれ発注担当課において行っております。検査に当たりましては、担当課と設計業者との間でそれまでに重ねてきた設計に係る協議や打ち合わせでの指示事項が適切に反映されているか、図面や特記仕様書に定められた内容に適合しているか、また用いられている単価等の根拠などについても聞き取りを行うとともに、数量計算書の突合や積み上げの検算等も含めて検査を行っております。そうした中で、不明な点や疑問等が生じたときなどは設計者に説明を求めるほか、上司や財産管理課の技術職員に相談をしたり、必要に応じ県の補助担当課などに問い合わせを行うなどしており、適切に検査されているものと考えております。

次に、3点目の増額変更時の協議についてでございます。

建築工事の進行管理につきましては、市と管理業者、受注者の間で定期的に、また協議事項が生じたときには随時協議を行っていることは御案内のとおりでございます。工事発注後においてなるべく変更が生じないことが望ましいことは言うまでもありませんが、こうした協議を行う中で、例えば耐震改修工事等の場合、設計時は基本的に目視確認によることが多いため、実際に工事に入った段階で、目では確認できなかったクラックや浮きなどが判明し、それらに対処するための変更が生じることもございます。また、工事の進捗に伴い、地域住民等関係者から安全性の確保や利便性の向上のための追加要望等が寄せられることも少なくありません。こうした場合には、必要に応じ市と設計監理業者、施工業者との3社で協議を行い、必要と認められるものについては工法の検討や変更に伴う事業費を算定し、費用対効果などを検証の上で、予算の範囲内であれば、県及び財政部局、市長協議を経て変更契約を行うということになります。

また、それらの結果、仮に予算を超えることとなった場合は補正等の予算措置が必要となつてまいりますので、県の補助担当課と補助金の取り扱いについて協議を行うとともに、市長、財政部局と財源対策を含めた補正予算について検討の上、補正予算に計上し、議決をいただいた後、変更契約を締結するといった手順を踏むこととなります。

私からは以上でございますが、その他の項目につきましては、財産管理課長、防災対策課

長、建設課長及び消防長より答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 黒岩財産管理課長。

○財産管理課長（黒岩道宏君） 亀井議員さんにお答えします。

大きな2点目の(2)測量設計委託業務についての4点目の2,500万円以上の建築工事に係る設計業務の過去5年間の発注件数と落札業者についてでございますが、平成22年度から26年度の5年間の発注件数は全部で35件ございまして、受注業者は延べ16業者でございます。また、設計変更につきましては35件全てで変更が生じておりますが、それぞれボーリング調査の結果によるものや湧水への対応など、工事着手後に生じたやむを得ない理由によるものであると理解をしております。

次に、(3)一般競争入札及び指名競争入札についてでございます。

まず、1点目のランク別の市内業者数についてであります。平成27年度について申し上げます。土木工事一式がAランク11社、Bランク11社、Cランク8社、Dランク2社、建築一式工事ではAランク6社、これは本年度に1社ふえております、Bランク5社、Cランク2社、Dランク1社となっております。ランク内で5社いない場合につきましても、室戸市建築工事指名競争入札参加者の指名基準によりまして、有資格者の数が少数である場合は直近上位または下位、これ2等級の間までの等級の有資格者を選定することにより5社以上を指名することにしております。

次に、順序が前後しますが、先に関連のある3点目の過去5年間の建築工事のAランク5社の指名回数等についてお答えをさせていただきます。

平成22年度から26年度の間実施した6,000万円以上の建築工事の指名競争入札は14回ございます。この14回のうち、5社未満で入札された回数は11回で、その11回の会社別の落札件数は、A社が7件、B社が2件、C社が2件、D、E社がなしとなっております。

また、指名業者が入札参加を辞退した場合の取り扱いについてであります。先ほど申し上げました14回の指名競争入札につきましては、いずれも5社を指名してございまして、室戸市契約規則第29条第1項のなるべく5人以上の入札者を指名しなければならないとの規定を満たしておりますので、問題はないものと考えております。

指名業者の入札参加辞退につきましては、本市の建設工事競争入札心得第8条第1項において、入札者は開札が行われるまではいつでも辞退をすることができる。また、同条第3項におきまして、入札を辞退した者はこれを理由として不利益な扱いを受けることはないとして規定しており、国・県においても同等の取り扱いとされているところでございます。

次に、戻りまして2点目の総合評価方式のメリット、デメリット及び採用経過についてであります。

総合評価方式のデメリットとして考えられますのは、制度の特性ではございますが、議員さ

ん御案内のとおり、価格以外の評価が加わることにより必ずしも最低価格の業者が落札をできないケースが生じる場合があることや入札に係る事務が複雑になることなどが上げられます。

一方で、メリットといたしましては、企業の施工実績や配置予定技術者の能力等を評価することにより施工能力を担保するとともに、災害時の対応や若年技術者の雇用など企業の地域や社会への貢献等についても評価の対象とできることなどがございます。

また、総合評価方式を導入した経緯についてであります。

平成17年度に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律において、公共工事の減少により価格競争が激化し、技術的能力が高くない業者が低価格で受注することによる公共工事の品質低下を招くことを防止し、価格と品質で総合的にすぐれた調達を実現することを目的とした総合評価方式が位置づけられ、本市におきましても同法の趣旨を踏まえまして平成20年12月より導入をしているところでございます。

次に、4点目の総合評価方式の評価基準等についてであります。まず評価基準につきましては、室戸市総合評価方式取り扱い条項第6条の規定により、財産管理課において県の評価基準等を参考に、あらかじめ安芸土木事務所室戸事務所長など学識経験者の方の意見を聞き、室戸市建設工事等指名審査委員会に諮った上で決定をしております。また、その基準による配点がどのように反映されているのかにつきましては、総合評価方式の評価項目として、企業に対する同種類似工事の施工実績、直近の工事の成績評定などを評価内容とした技術力評価や室戸市との災害時応急対策活動の協力協定の締結の有無、従業員の消防団への加入状況などの地域性、社会性評価とともに、配置予定技術者の施工実績や資格などについてそれぞれ評価基準に基づき配点をしており、これらの得点を10点満点の加算点としております。この加算点と事業者それぞれに配点されます基準点100点を合計した点数を入札価格で除したものが評価値となりまして、評価値の最も高いものを落札者としているところでございます。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上松防災対策課長。

○防災対策課長（上松富士樹君） 亀井議員さんに1の(1)避難道路と津波避難タワーへの取り組みについてお答えいたします。

本市における津波避難路と津波避難タワーの整備につきましては、平成23年度に住民ワークショップを行い、地域ごとに策定した津波避難計画をもとに整備を行っているところでございます。

まず、津波避難路の整備状況につきましては、室戸市全体の計画路線数127路線のうち、8月末までに70路線の整備が完了しており、全体の整備率は55%となっております。現在のところ、本年度はあと36路線、来年度は21路線の整備を予定しているところでございます。残事業につきましては、担当とも協議し、把握はできております。

地区別では、佐喜浜地区では17路線中10路線の整備が完了しており、整備率は59%となっております。残り7路線のうち本年度は5路線、平成28年度で2路線の整備を予定しておりま

す。次に、室戸岬地区では53路線中24路線の整備が完了しており、整備率は45%となっております。残り29路線のうち本年度に18路線、平成28年度に11路線の整備を予定しております。室戸地区では25路線中15路線の整備が完了しており、整備率は60%となっております。残り10路線のうち本年度に7路線、平成28年度に3路線の整備を予定しております。吉良川地区では15路線中13路線の整備が完了しており、整備率は87%となっております。残り2路線につきましては本年度の整備を予定しております。羽根地区では17路線中8路線の整備が完了しており、整備率は47%となっております。残り9路線のうち今年度に4路線、平成28年度に5路線の整備を予定しております。

次に、津波避難タワーでございますが、現在室戸市全体で6基の津波避難タワーの整備を進めており、昨年度までに羽根町戎町、室戸岬町中町の2基が完成し、室津東町の1基が間もなく完成予定となっております。また、今年度には羽根町坂本、元岩戸地区、佐喜浜町浦地区の3カ所の整備を進めているところでございます。

議員さん御案内とおり、現在も各地域から避難訓練などを通じて避難路や津波避難タワーの整備について新たな要望をいただいているところでございます。特に津波避難タワーの整備には多額の費用を要することや建設に適した土地の確保、周辺住民の皆さんの御理解など整備すべき課題も多くございますので、地元自主防災組織の皆様や県とも協議、検討を重ねながら、効率的、効果的な整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、津波避難タワーの出入り口についてでございます。

議員さん御案内のとおり、津波避難タワーの出入り口につきましては、近隣の安芸郡市町村においては芸西村以外の市町村で常時閉鎖とされているというふうにお伺いをしているところでございます。室戸市におきましても、常時管理が行き届かないことや転落、転倒、事故防止等の安全面の理由などによりふだんは出入り口の扉を施錠しており、非常時には扉の板を蹴破って避難していただく方法をとっております。入り口の扉に設置しております板につきましては、津波避難タワーを使った避難訓練において、女性や高齢者の方にも実際に蹴破っていただいて訓練を実施しているところでございます。訓練では扉の蹴破りはできておりますが、実際の避難時に、特に高齢者の場合は蹴破りできないことも考えられます。タワー建設地の自主防災組織リーダーや常会長さんには入り口の鍵を預けておりますので、地域の皆様に安全に安心して使用していただくために、タワーの活用方法や扉の常時開放につきまして、今後地元自主防災組織の皆様と協議を行い、よりよい方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、津波避難タワーの構造についてでございます。

本市の津波避難タワーの構造を決定するに当たりましては、鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2種類で費用比較を含めて検討を行っております。当然のことながら、それぞれにメリット、デメリットがございます。

まず、鉄筋コンクリート造では、建築価格が高くなりますが、ランニングコストを含めた長



期的な試算では鉄骨造よりも安くなります。ただ、鉄筋や型枠の組み立て、コンクリート打設など現場作業の時間が長くなるため、工事中の騒音や振動など長期間続くことがデメリットとして上げられます。

一方、鉄骨造では、建築価格は鉄筋コンクリート造に比べて安価であり、本体部分のほとんどを工場で製作し、現場では組み立て作業が中心になりますので、現場作業期間が短く、騒音などが少ないことがメリットですが、定期的な塗装が必要となるなどランニングコストが発生し、長期的な試算では鉄筋コンクリート造に比べてやや割高になるとされております。

これらのことをもとに、当初は鉄筋コンクリート造での建築を検討しておりました。しかしながら、地元での住民説明会で構造について協議をした際に、タワー建築場所に隣接する住家への日照を懸念する声や騒音などへの不安が寄せられたこともあり、構造別の日陰図などを作成し協議を重ねました。その結果、構造につきましては、近隣住民への日照や施工中の騒音なども考慮して、本市では鉄骨造を採用することとしたところでございます。

なお、今後のタワー整備に当たりましても、地域では説明会等において構造別の説明を十分させていただき、地域の皆さんと協議の上で判断していきたいと考えております。

次に、津波避難タワーの高さについてでございますが、本市の津波避難タワーの高さの設定につきましては、高知県が公表いたしました南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水予想と同じく高知県が示しております津波避難タワー設計のための手引きをもとに算出しております。この手引きによりますと、タワーの高さの設定に対する考え方としまして、津波避難タワーの高さは最大クラスの津波高、漂流物等を考慮し2メートルから4メートル程度までの余裕を設けることとなっており、本市では最大クラスの津波高にプラス4メートルの余裕をとることを基本として設計を行っているところでございます。このことは、津波避難タワー設計について地元へ説明に伺ったときに、高知県の手引きをもとにタワーの高さを決定していることや設計案ができたときにはタワーの構造やタワーが立った場合の日当たりのシミュレーションなどについて説明をさせていただき、地元の皆様に十分御理解いただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に、津波避難路整備における事業の前倒しについてでございます。

津波避難路整備につきましては、先ほど整備状況を少し申し上げましたが、整備予定地の地権者が亡くなられている場合や市外に転出しておられる場合などは土地の使用承諾をいただくことが難しく、事業着手がおくれている避難路もございます。そういった場合は、次年度以降に整備を予定している箇所であっても、地権者や地元との協議が調っておれば順次前倒しをして整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 岡本建設課長。

○建設課長（岡本秀彦君） 亀井議員さんに大きな2の(1)公共事業の年度別計画書について

お答えします。

まず、1点目の事業計画の見直しについてであります。議員さん御案内のとおり、道路整備事業の年度別事業計画は市民の皆様からいただいた要望を取りまとめ、緊急性、重要性、事業効果及び財政状況等を総合的に判断し、市長及び財政部局との協議により決定しております。この事業計画をもとに、それぞれの年度において防災対策を踏まえた避難道路の新設や狭隘な道路の拡幅、老朽化した側溝、舗装の改良などに取り組んでおります。そうした中で、個々の事業の進捗状況や緊急性、社会情勢の変化、全体事業費などを勘案し、限られた財源の中で効果的な整備を進めるために毎年度計画の見直しを行っております。

次に、2点目の防災対策関係事業の取り組みについてでございます。

先ほど申し上げましたが、年度別事業計画で平成29年度以降に整備予定である路線の中には防災対策関連事業も含まれておりますので、随時計画の検証を行った上で、防災上の緊急性や必要性の高いものなどについては前倒しの可否について検討するなど、計画の見直しを行いながら取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の国の予算の確保についてでございます。

議員さん御案内のとおり、平成27年度の社会資本整備総合交付金につきましては、要望額に対して67%の割り当てとなっているところでございます。社会資本整備総合交付金の交付対象事業の中には、基幹事業として社会資本整備総合交付金事業と防災・安全交付金事業がございます。今年度の配分率で見ますと、要望額に対し、社会資本整備総合交付金事業が約39%、防災・安全交付金事業が約86%の配分となっており、防災・安全交付金事業が高目の配分率となっております。そのため、前段で申し上げましたが、防災対策関連事業への取り組みにつきましては、この防災・安全交付金事業を有効に活用し、計画の見直しなども行いながら事業に取り組んでいるところでございます。しかしながら、議員さん御案内のとおり、要望額に対して十分な配分がなければ事業計画どおりの整備は困難となってまいります。そのため、今年度におきましても事業費の追加配分について市長とともに県への要望活動を行ったところでございます。今後とも、あらゆる機会を通じてこうした要望活動を行うとともに、効率的な事業の推進に努めてまいります。

最後に、4点目、平成28年度の事業計画についてでございますが、平成28年度には毎年度の目標としております年間2億円の事業費に加え、両栄橋のかけかえ工事や現在改良中である路線の工事進捗を図るため3億円の追加を予定しており、約5億円の事業計画となっているところでございます。しかし、これらの事業は国の交付金事業でございますので、前段でも申し上げましたように、事業の実施に向けてはやはり要望額に対する配分が重要となってまいります。そのため、交付金の配分額につきましては、今後とも国・県に対し粘り強く要望活動を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 竹谷消防長。

○消防長（竹谷昭一君） 亀井議員さんにお答えいたします。

大きな1点目の(2)消防本部の防災対策と救急体制についてでございます。

議員さん御案内のとおり、阪神・淡路大震災や東日本大震災において、電気、水道、道路などのライフラインへの大きな被害や津波、地震火災などによる多数の被害者が出たことは記憶に新しいところでございます。御質問の1点目の地震火災における消火活動の取り組みについてであります。消防署や消防団は地震による火災が発生した場合、まずは消防団活動安全管理マニュアルに準じて行動し、通常の消火活動を行うこととなります。その中で、火災が同時多発いたしますと地域の消火能力を超えることが想定されるわけでありましたが、そういったときにはまず住民を安全な場所へ避難誘導するとともに延焼防止に努め、消防防災ヘリなどによる応援を得まして消火活動を行います。さらに、県下の消防機関と締結しております総合応援協定に基づいて応援出動要請を行い、総力を挙げて消火活動に取り組むこととなります。

2点目の非常招集した職員が使用する消防車両などの配置基準につきましては、現在のところ、定められておりませんが、本市では最新の消火剤液を搭載したタンク車の更新や地震火災に大きな力を発揮する救助工作車を新たに配備するなど、現在救急車を含め13台の消防車両を保有しており、訓練時には全消防署員が対応できるよう日々訓練を重ねております。また、消防分団におきましては、佐喜浜分団、室戸分団、吉良川分団、羽根分団でそれぞれ車両3台、椎名分団、三津分団、高岡分団、岬分団、菜生分団、元分団がそれぞれ2台の合計24台となっております。いずれも地区人口、管轄区域の広さを考慮して配備しており、基準を満たしているところでございます。

次に、3点目の救急車の配備台数についてであります。消防力の整備指針による基準では2台となっているところですが、本市の場合、活動区域も広く、また救急要請も多いことから、現在3台の救急車と救急救命士9人で運用しております。議員さん御質問のとおり、近年救急出動が多くなっているところではありますが、重複出動などによる救急対応のおくれなどといったことはないように、随時非番職員の招集やヘリ搬送により対応してまいります。

また、災害時の救急体制についてでございますが、災害の種類や規模などにもよりますが、南海トラフ地震などの大規模災害が発生すれば一消防本部で対応できるものではないと考えております。このような大規模災害時におきましては、全国の消防本部で組織しております緊急消防援助隊に対し受援要請を行うこととなっているところでございます。

次に、4点目の道路整備の協議についてであります。緊急車両の通行に支障のある道路の情報などにつきましては、日ごろより建設課など関係課から随時情報をいただいているところであります。また、職員にはそういった情報だけでなく、みずからの足を使った地理の習得、道路状況の把握などについて指導を行っているところであります。まだまだ狭隘な箇所や障害物があるなど、緊急車両の通行に支障がある道路もございますので、引き続き関係課と情報交換及び必要に応じた協議を行い、円滑な救急消防活動が行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 亀井賢夫君の2回目の質問を許可いたします。亀井賢夫君。

○3番（亀井賢夫君） 3番亀井。2回目の質問を行います。

1点だけお聞きします。簡単に答弁をお願いします。

(1)の避難道路と津波避難タワーへの取り組みの中でお聞きしました①の残事業について、現在要望または計画されて残されている事業の完成は何年を想定しているのでしょうか。南海地震が近づいております、お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。上松防災対策課長。

○防災対策課長（上松富士樹君） 亀井議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

津波避難路のうちこれまで未整備の路線箇所につきましては、平成28年度中の完成を現在目指しているところでございます。先ほども申し上げましたように、現在のところ、この9月以降、本年度は36路線、来年度は21路線の整備を予定をしているところでございます。

しかしながら、これも先ほど申し上げましたように、中には地権者の協力が得られず事業着手がおくれている避難路等もございますので、そうした箇所につきましては地元常会や自主防災組織の皆さんと別の避難ルートについて協議するなど、早急に事業着手できるように取り組んでまいりたいと考えております。

タワーについてですけれども、これも先ほど申し上げましたように、6基のうち現在3基の整備を進めているところでございます。これも議員さん御案内のとおり、現在も各地域から避難訓練などを通じて津波避難タワーの整備について新たな要望をいただいているところでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、津波避難タワーの整備には今現在1基当たり1億円以上とかという多額の費用が必要なこともあり、また土地の確保や周辺住民の皆さんの御理解など課題も多くございますので、地元自主防災組織の皆様と協議も行い、また財源確保については県とも協議を行いながら検討を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） これをもって亀井賢夫君の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あす15日は大綱質疑であります。午前10時に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時27分 散会